

## 日清戦争後の天皇制 (2)

那 須 宏

### 第2章 戦 後 経 営

#### 1 戦費の調達と償金の収容

日清戦争は、日本資本主義の発展にとって、画期的な意義をもっていた。当面、それは、戦争そのものよりも、戦後の経営がおよぼした影響において、より直接的であった。この戦後経営を出発点において規定したものは、日清戦争が国家財政におよぼした影響と、国家財政が資本主義経済におよぼした影響であった。

日清戦争の戦費は臨時軍事費特別会計でとりあつかわれ、その予算額は2億5,000万円であったが、決算額は第2表のとおりであった。なお、特別資金繰入れは、国庫の他部からの流用金と日本銀行からの一時借入金であるが、戦後、償金特別会計の資金繰入れにより返済された。また、剰余金24,754,619円は、明治29年度一般会計の歳入に繰り入れられた。

緒戦3カ月の戦費は、国庫剰余金によって支弁されたが、その後の巨額な戦費は、国民経済力の未発達な当時において、これを租税その他の経常収入にもとめることはできず、もっぱら公債の公募、預金部の公債引受けおよび日銀からの一時借入金によって賄うほかなかった。「換言すれば、日清戦争はそれを遂行するに足る財政力を持たずして開始された戦争であったのである。」<sup>(1)</sup>

戦費の中心財源をなした軍事公債は、前後3回にわたり合計2億5,000万

第2表 臨時軍事費特別会計収支決算額 (単位 円)

収 入		支 出	
国庫剰余金繰入	23,439,086	陸軍省所管	164,520,371
公債募集金	116,804,926	海軍省所管	35,955,137
軍資献納金	160,800		
陸軍恤兵献納金	2,210,650		
海軍恤兵献納金	578,090		
雑収入	1,519,305		
占領地収入	624,425		
台湾・澎湖列島諸収入	935,679		
特別資金繰入	78,957,164		
合 計	225,230,127	合 計	200,475,508

\* 『明治財政史』第2巻, 44~50ページによる。

円を募集すると決定したが、実際に起債した額は、その半分の1億2,500万円であった。一般に公募されたのは9,000万円、残り3,500万円のうち、1,000万円は一時賜金の代用として交付され、2,500万円は日銀をつうじて大蔵省預金部がこれを引き受け、特別発行の方法によった。公債公募の概況については、開戦直後の明治27年(1894)8月、3,000万円の第1回募集をおこなったが、応募申込額7,700万円、最高申込価格142円という好成績をあげた。ついで同年11月、5,000万円の第2回募集をおこなったが、応募申込額9,030万円、最高申込価格120円で、第1回にくらべて成績は若干低下した。第3回募集は、29年3月、1,000万円を平価で発行したが、戦後のことであり、各種事業の勃興による金融繁忙のため、応募申込額はわずかに157万円であった。不足額のうち、350万円は日本銀行が引き受け、500万円は償金特別会計が買い入れて、ようやく公債収入を調達することができた。

当時、信用制度は一応整備されていたが、貨幣資本の蓄積はまだ微弱であり、そのうえ金本位制が成立していなかったので、9,000万円という巨額の公債募集は、金融市場にとって決して容易な負担ではなかった。そこで、政府は、公債の募集にさいし、全国の地方官庁に内訓して一般国民の応募を促

さしめ、あるいは直接「資産家」「財産家」の愛国心に訴えた。<sup>(9)</sup>また、日銀一般貸出しの回収、日銀金利引上げの阻止および民間投資の抑制などの公債消化促進策を講じた。<sup>(8)</sup>かくて第1・2回の募集は、概して好成績であったが、第3回募集にいたって、極度の募集難におちいり、2,500万円を特別発行によらねばならなかった。そのうえ、急激な戦費の支弁は、金融市場の供給する貨幣資本だけではとうていこれに応じきれず、民間において応募された公債も、払込の延滞や不履行があいついだ。戦時9ヵ月間の実際の公債払込額は、わずかに3,440万円にすぎず、政府は、日銀から多額の一時借入金(明治27年度2,530万円、28年度2,839万円)をもとめざるをえなかった。

こうして、日清戦争は、金融市場における公債の公募、預金部の公債引受けおよび日銀からの一時借入金によってはじめて、財政的に可能になったのである。そして、その間に、銀行資本と国家財政の結びつきが強まるとともに、財政の経済にたいする主導的役割が強化された。また、このような戦費の調達方法は、銀行資本の増殖をうながし、金融市場を発達せしめたが、これと同時に、戦後における兌換券の急激な増発を必然ならしめ、はげしい物価騰貴をひき起した。

日清戦争の勃発は、明治27年(1894)にはじまる企業勃興の機運を一時中断させたが、それだけに、戦争が勝利におわり、巨額の償金が取得されるとなると、ここにきわめて旺盛な企業熱の再発をみるにいたった。

山本達雄日本銀行営業局長は、28年6月27日、東京府下銀行業者の懇談会に招かれて、日銀の営業方針について、つぎのように言明した。「平和克服の今日に当りて、わが実業者は是非とも秩序の進取の方針を執らざるべからず、而して我々銀行業者は、此際貸出しを緩むるも損失の虞れ甚だ少なく、又兌換券を増発しても兌換制度において薄弱の憂なく、又今日の如き高き金利にては投機的事業流行の気遣も甚だ少なしとすれば、吾々は社会のためまたわが営業のために進取主義を以て適当なる商売に融通を与へることは、今日適宜の策なりとす。……日本銀行が漸次貸出を緩め進取の方針を執るとい

ふ点については小生が責任を負ふて茲に諸君に断言する所なり。<sup>(4)</sup>

かくて日本銀行は、28年7月11日、戦争中すえ置いていた割引歩合を2厘下げて1銭9厘とし、ついで8月19日、資本金を2,000万円から3,000万円に増資し、民間へ積極的に融通をあたえることにした。その結果、28年7月から29年5月までの11カ月間に、毎月平均3,295万円の限外券が発行され、制限外発行が常態と化した。また、28年7月から、生糸の輸出が急増し、貿易はいちじるしい出超となった。こうしたことが直接の刺戟となって、株式市場は異常な活気をしめし、それがさらに企業熱をあおり、「一時は国を挙げて企業に狂いたつたとすら感じさせた」ほどの企業勃興時代をむかえた。<sup>(5)</sup>

企業の勃興は、銀行・鉄道・紡績を中心に、保険・石炭・船渠・電気などあらゆる部門におよんでいた。日清戦争後の企業勃興が、銀行・鉄道・紡績を中心にはじまったのは、これらの部門が、すでに経営の基礎をかためており、戦後の好況期にさいして、いちやく顕著な収益をあげることができたからであった。

紡績業についてみると、すでに19年以降の企業勃興期をつうじて発展の基礎をかためつつあったが、資本蓄積の低さと関連して、それが急速に発展すればするほど、近代的職工の不足に直面するなど、そこには労働力の完全な支配はみられず、資本家の経営が確立したとはまだいえなかった。しかし、この間に、技術面ではミュール紡機からリング紡機への転換がすすめられ、さらに輸入綿糸と競争するため、インド綿への原綿切替え・20番手以上の綿糸の紡出がおこなわれた。そして26年、紡績連合会は、P・O汽船のボンベイ航路独占打破のため、日本郵船とインド綿積取特約をむすび、原綿問題を一応解決した。輸出振興のための綿糸輸出税廃止ならびに綿花輸入税廃止は、それぞれ27年と29年に実現された。こうして、紡績業は、大工業化をすすめて農村家内工業を破壊し、輸入綿糸を駆逐して国内市場を制覇しつつ、海外市場に進出していくのである。そして、この農村家内工業の破壊、いかえれば農家経済において結合されていた農業と工業との分離の過程において、

紡績資本確立の前提条件が形成された。ついで、戦勝の結果たる朝鮮市場の独占と清国市場への進出によって、綿糸輸出高は激増しはじめ、30年には輸出高が輸入高を凌駕し、紡績資本の確立をみるにいたるのである。

しかし、日清戦争後の企業勃興は、きわめて投機的性格の強いものであった。株式会社の設立は雨後の筍のごとく、新事業の計画さえあれば、会社が成立しないうちに、はやくも、権利株がとぶように売れるという状態であった。こうして28年1月から29年12月までに設立された会社の数は3,000を越え、公称資本金の増加は3億円、払込資本金の増加は1億4,780万円にたつた。朝に起って夕べに倒れる泡沫会社のたぐいを含めるならば、新計画資本の総額は、第3表のように、実に12億7,949万円を算した。

とくに投機がはげしかった鉄道では、起業計画のために、「参謀本部の地図は全く売り尽されたりと称せらるゝ有様であった。」<sup>(6)</sup> このような企業熱と投

第3表 日清戦争後の新計画資本金 (単位 千円)

年次	鉄道	銀行	諸会社	合計
明治 28	229,780	39,220	70,840	339,840
29	553,230	122,405	264,015	939,650
小計	783,010	161,625	334,855	1,279,490
30	70,450	57,233	57,348	184,931
合計	853,460	218,858	392,203	1,464,421
(同上%)	(58.3)	(14.9)	(26.8)	(100.0)

\* 高橋亀吉『明治大正産業発達史』290ページ。

機熱は資金需要を旺盛にし、銀行の収益はいちじるしく増進した。かくて「同輩5名相語り、7万円5万円少くは3万円の小銀行を設立すること当時の流行」<sup>(7)</sup>となり、僻村にまで銀行の新設をみるにいたつた。こうして簇生された銀行の大部分は、地方の弱小銀行ないしは都市の投機的銀行で、支店などなく、資金面においても日本銀行との直接取引をもっていなかった。また、その営業内容は、「不確実の株式又は不動産を抵当として高利の貸付を行ひ、或は新会社の未払込株に対して将来の事業利益を予想して額面以上の融通を

与へ、或は所謂機関銀行となりて事業会社に腐れ縁を結び、甚だしきに至りては自己の株主に対し、巨額なる株式融通を行ひ、以て投機を補助しつつあるもの少なからず<sup>(9)</sup>」という実状であった。

しかも、講和条約の結果、清国から巨額の償金を獲得し、政府がこれを財源に大規模な戦後経営をおこなうことになっていたので、兌換券はますます増発され、物価騰貴と投機熱・企業熱の悪循環はさらに拍車をかけられた。

清国から獲得した償金は、軍費賠償金と遼東半島還付報償金をあわせて庫平銀2億3,000万両、これを邦貨に換算し運用利殖高・交換差増高をくわえて、償金特別会計の収入総額は、3億6,451万円となった。この莫大な償金収入は、当時の国家歳出の2.1倍に相当した。その使途は第4表のとおりで

第4表 清国償金の使途 (単位 円)

費 目	金 額
臨時軍事費特別会計繰入れ	78,957,164
陸軍拡張費	56,798,639
海軍拡張費	139,259,387
製鉄所創立費	579,763
30年度臨時軍事費運輸通信部繰入れ	3,214,484
31年度一般会計台湾経費補充繰入れ	12,000,000
帝室御料へ編入	20,000,000
軍艦水雷艇補充基金	30,000,000
教育基金	10,000,000
災害準備基金	10,000,000
合 計	360,809,438
差 引 残 高	3,700,218

\* 明治36年3月31日現在。

\* 残高の大半は、日本勧業銀行の債券の購入に用いられた。

\* 『明治財政史』第2巻、288～9ページによる。

ある。臨時軍事費補足分(一時借入金および特別会計流用金の返済)をのぞけば、陸海軍拡張費が68.3%をしめていた。

明治28年10月6日、政府は清国と償金にかんする議定書を交換し、庫平銀

で規定された清国償金の全額を英貨すなわち金貨に換算しておき、支払期日ごとにロンドンにおいて受領することにした。その理由は、銀価の変動・低落による国庫の損失と東洋一般貿易の混乱をさけ、また償金を基礎にして金本位制を採用し、さらに償金を軍艦建造費・鉄軌購入費などの海外支払基金に充用すること<sup>(9)</sup>にあった。28年10月31日、第1回償金を受領したときの財政計画では、29年から35年までに軍艦・兵器購入代金として1億7,349万円を海外で支払うべく予定していた。

かくて清国償金はロンドンにおいて金貨で受領されることになったが、これにはイギリスから条件がつけられていて、受領した償金を急激に日本に現送することはできなかった。そこで案出されたのが「償金預合法」であった。そのため、政府は、償金特別会計法案を第10議会に提出し、29年3月4日同法を公布した。その結果、政府は、日本銀行との貸借契約により日本銀行をして兌換銀行券を発行させ、これを戦後経営の費途にあてることのできるようになった。この間の事情について、『償金収支報告書』は書いている。

「為換其他金銀地金等ヲ以テ本邦ニ輸入スルニ就テモ欧米ノ金融市場ノ景況ヲ視察シ到底急速ニ回送スルヲ得サルニ拘ハラス、一方ニハ該償金ヲ以テ支払ヲ為スヘキ費途ニ向ツテ急ニ支出スルノ必要ヲ生スルハ免レサル所ナリ、如此場合ニ当リテハ国庫ノ間ニ一時融通ノ途ヲ求メサルヘカラサルニヨリ、政府ヨリハ償金ノ金地金若クハ英貨ヲ日本銀行ヘ預ケ入、日本銀行ハ之ヲ準備ニ兌換券ヲ発行シテ之ヲ政府ニ貸付シ、此借入金ヲ以テ右ノ必要ニ応スルヲ便トス。」<sup>(10)</sup>

すなわち、償金預合い制度とは、政府がロンドンにおいて清国から受領した英貨を、そのまま日本銀行ロンドン代理店（横浜正金銀行ロンドン支店）に預け入れ、代理店はこれを保管し、日本銀行はこの海外代理店保管の英貨をそのまま正貨準備として日本内地で兌換銀行券を発行し、政府はこれを借り入れて財政収入を調達する、という一種の国際的操作であった。一言にしていえば、在外政府資金をそのまま正貨準備として、日本銀行に兌換券を発行

することを許した変則的便法であった。「償金預合い」のほか、政府と日本銀行とのあいだにおける償金の「利付預入れ」によっても、金為替準備形式による兌換銀行券の発行がおこなわれた。すなわち、金融市場の資金需要に応ずるため、政府は一定期間・一定利率をもってロンドンに保有する英貨を日本銀行に預け入れ、日本銀行はこの在外正貨を準備として日本内地で兌換券を発行し、これを貸付けた。この「利付預入れ」は、多くは輸入為替資金に関係したものであった。

明治29年5月、政府は日本銀行とのあいだにはじめて預合い勘定をひらき、在外正貨580万ポンド(5,000万円)を正貨準備に繰り入れたため、かねてから発行していた限外券は回収されることになった。また29年後半から、政府は適時償金を国内に現送して日本銀行に預け入れ、これを市場への貸出しに運用させたので、以後しばらくは制限外発行をみないで済むことができた。しかし、在外正貨を日銀の正貨準備に繰り入れて制限外発行を避けたからといって、それだけ通貨が収縮したわけではなかった。28年6月から29年12月にかけて、日銀の正貨準備は6,488万円から1億3,273万円に、兌換券発行高は1億4,308万円から1億9,831万円に膨脹した。在外正貨を準備とする発券制度は、正貨準備の通貨にたいする調節的機能を失わせ、制限外発行の景気の過熱にたいする制動的意義を失わせた。かくて償金の収容と預合い制度は、通貨膨脹の有力な要因となり、物価騰貴を助長して戦後財政を破綻させたばかりでなく、やがては金本位制の基礎をも動揺させることになった。

明治30年3月29日、政府は貨幣法を公布し、10月1日をもって金本位制が実施された。金本位制の実施は、日本資本主義の確立を示す重要な指標であると同時に、当時ようやく海外市場の開拓にのりだす段階にたっていた日本の産業資本にとって、まさに不可欠の前提条件であった。しかし、この金本位制が、清国からの償金により、しかも「償金預合法」という特殊な財政的手段によってはじめて実現されたということは、注目に値する。日本の金本位制は、国内の金準備にもとづくものではなかった。金準備は、戦争とい



う手段によってはじめて確保された。しかもそれは、現実にはイングランド銀行の預金であり、一定期間を経過しなければ国内で使用できないという点では、実質的に保証準備と異ならず<sup>(11)</sup>、「兌換の本則から云ふと、余程其点において不完全<sup>(12)</sup>」なものであった。かくて厳密な意味では、日本の金本位制は、ロンドンにある在外正貨を準備とした金為替本位制であった。この点について、高橋誠教授は、つぎのように書いている。

「要するに、『償金』による金本位制は、既に19世紀の産業資本段階のそれではなく、第1次大戦以後一般化してくる金為替本位制の先駆をなすものであり、したがって帝国主義段階での金本位制の性格を有するものであると考えられる。それは、日清戦争による日本資本主義の確立が、同時に当時の国際的契機によって、帝国主義段階に早期的突入であったことに照応しているといわなければならないであろう。」<sup>(13)</sup>

成立したばかりの金本位制は、軍備拡張と物価騰貴による国際収支の悪化という事態のもとで、ただちに金の流出傾向をもたらし、崩壊の危機にさらされた。金本位制の実施によって外資導入は容易となったが、金本位制を維持するために、その外資への依存が必然となった。また、金準備を実現した償金は、戦後経営をとおして天皇制の軍事体制の強化に支出されただけでなく、日本資本主義を戦争経済の軌道にひきこみ、その軍事的性格をいよいよ明確に決定づけた。そして、その過程で、戦争経済による国民からのさまざまな収奪が強化され、日本資本主義の構造的矛盾はいっそう激化した。かくて『償金』をプロモーターとして進められた『戦後経済』は、それ自体の矛盾を、二つの『反動恐慌』として現象させたが、恐慌による資本の救済、それによる集中と集積の進行、独占の早期的形成も、また『償金』の運用によって進められ、さらにあらたな矛盾を生み出す要因となったのである。<sup>(14)</sup>

以上みてきたように、世界史的におくれて登場してきた日本資本主義は、日清戦争の勝利によって飛躍的な発展の機会をつかみ、やがて産業資本の確立をみるにいたった。しかし、ひとたび日清戦争という膨大な政府需要を経

験し、それによつてはじめて飛躍的な発展が可能になった日本資本主義にとつて、戦争終結ののちに、この政府需要の減退を意味する戦争前の経済体制に復帰することは、とうてい不可能であつた。すなわち、政府需要が資本の発展の唯一の誘因であり、それによつて資本の発展が左右されるだけでなく、その発展がさらに新しい政府需要の拡大を要求するという、資本と財政との相互関連が必然化された。かくて戦争経済体制を維持し、さらにいっそう拡大していくことが、資本にとってその構造的矛盾からくる死活の課題となつた。「戦後経営」の名でよばれる積極的な諸施策も、日清戦争によつて軌道をすえられた戦争経済体制を維持し、拡大していこうとするものにほかならなかつた。そして、その過程で、軍事的専制としての天皇制国家権力とブルジョアジーの基本的利害の一致がもたらされるのである。

当時、大蔵省主計局長兼総務長官の職にあつて、戦後経営の財政上の指導にあつた阪谷芳郎は、「戦争が終レバ、後ハ所謂武装シタル平和——『アームド・ピース』デナケレバナラヌ、今迄ハ平穩ノ平和デアッタガ東洋ノ政界ハ日清戦争後ハ『アームド・ピース』デナケレバナラヌ」と語つた。いうところの「アームド・ピース」とは、戦争経済体制の維持・拡大と極東における帝国主義的分割競争への対応を意味するものにほかならなかつた。そして、「臥薪嘗胆」のスローガンが、日清戦争の醸し出した緊張感を持続し、戦後社会の矛盾を陰蔽して、戦後経営を遂行していこうとする政府の実に巧みなプロパガンダとして利用された。

かくてわれわれは、戦後経営による戦争経済体制の維持・拡大の過程のなかに、積極的に対外侵略を試みる後年の日本帝国主義が、その原型を提示してくるのを見ることができるのである。

注 (1) 藤田武夫『日本資本主義と財政』実業之日本社、再版1956年、227ページ。

(2) 『明治財政史』第2巻、568～9、576ページ。

(3) 東洋経済新報社『金融六十年史』378～9ページ。小手川豊次郎「戦後の経済」1895年(小汀利得編『明治文化資料叢書』第2巻、経済篇、風間書房、182～3ページ)。

- (4) 山本達雄先生伝記編纂会『山本達雄』1951年、187ページ以下。
- (5) 明石照男・鈴木憲久『日本金融史』第1巻、1958年、162ページ。
- (6) 滝沢直七『稿本日本金融史論』1912年、442ページ。
- (7) 「孤立銀行の弊害」『東洋経済新報』第21号、明治28年6月5日。
- (8) 「再び預金制の変歪について」『東洋経済新報』第421号、明治42年6月25日。
- (9) 大蔵省『償金収支報告書』1703ページ。「賠償金受授の順序とその理由」(徳富猪一郎『公爵松方正義伝』伸巻、629～31ページ)。
- (10) 『償金収支報告書』1957ページ。
- (11) 明治29年2月5日、衆議院本会議、田口卯吉発言(『大日本帝国議会誌』第3巻、1616ページ)。
- (12) 明治29年2月5日、衆議院本会議、箕浦勝人発言(同上、1617ページ)。
- (13) 高橋誠「日清戦争賠償金の一研究」『経済志林』第23巻、第2号、93～4ページ。
- (14) 同上、88ページ。
- (15) 故阪谷子爵記念事業会『阪谷芳郎伝』1951年、160ページ。

## 2 軍 備 拡 張

日清戦争は、上からの資本主義発展の必然的な結果である複雑な内部矛盾を外にそらし、自己の権力基盤を維持・拡大せんがために、天皇制の強力な主導のもとで開始され、遂行された対外侵略戦争であった。だが、このような矛盾の解決方法は、たちまち国外で国際的な対立を惹起し、それは逆に国内にはねかえって危機の要因とならざるをえなかった。はたして、日清戦争が日本の勝利におわると、欧米先進列強の極東分割競争は一段と激化し、三国干渉をきっかけにして清国大陸の公然たる分割がはじまった。このような情勢のただなかであって、絶対主義権力として存立しつづけようとするかぎり、天皇制は、いやでも帝国主義的国际対立の一環にくみこまれざるをえなかった。それは同時に、独占資本主義としての内部の蓄積も経済的基礎もまだそなわっていない産業資本にたいして、天皇制権力が上から先導し補充しつつ、これを早熟的に世界帝国主義の対立・葛藤のなかにひきこむことを意味していた。かかる条件のもとでは、資本主義の跛行的発展の結果である国

内市場の狭隘性と外国市場への依存性を、輸出貿易の増加によって償うことには、おのずから限界があった。かくて経済的独占の未成熟を補うに軍事的独占をもってし、資本蓄積の貧困を補うに勢力圏・植民地の掠奪をもってするという、後年の日本帝国主義の特質を形成する要因が生みだされていった。この軍事的独占のための国内的準備こそ、いわゆる「戦後経営」にはかならなかった。

日清講和条約調印直前の明治28年(1895)4月15日、山県有朋陸相は「軍備拡充意見書」を上奏して、つぎのように論じた。

「思ふに我が国は今回の戦争によりて新領地を海外に取得するなるべし。果して然らば之を守備するが為めに、已に兵備の拡張を要するものあり。況んや連捷の勢に乗じ、機に投じて徑ちに東洋の盟主と為らんと欲するに於てをや。……露英は勿論、其他の強国と雖ども、苟くも利害を東洋に有するものは亦悉く其政策を一変し、其東洋に於けるの兵力を増加すべきや必せり。而して今や西伯リアの鉄道漸次其工を進め、其落成將に数年の中に在らんとす。豈に戒心せざる可けんや。」「抑も従来の軍備は、専ら主権線の維持を以て本としたるものなり。然れども今回の戦勝をして、其の効を空ふせしめず、進んで東洋の盟主とならんと欲せば、必らずや又利益線の開張を計らざる可らざるなり。然り而して現在の兵備は、以て今後の主権線を維持するに足らず。何ぞ又其利益線を開張して、以て東洋に覇たるに足る可けんや。」<sup>(4)</sup>

こうして、山県は、陸軍編成の大要を付記し、一個師団を歩兵6連隊(18大隊)・騎兵4中隊・砲兵3大隊・工兵2中隊・砲54門とすることを提案した。この上奏は、つぎの3点で画期的な意義をもっていた。第1、軍備の根本方針を「主権線の維持」という消極的守勢的な戦略構想から、「利益線の開張」という積極的攻撃的な戦略構想にあらためていた。第2、公然と領土拡張の必要をうたい、「其利益線を開張して、以て東洋に覇たる」ことを大陸政策の基本路線としていた。第3、清国の復讐戦やイギリス・フランスなど東洋に利害を有する強国の兵力増加にも顧慮をはらっていたが、ロシアに

たいする警戒心はそれらをはるかに上回るものがあり、仮想敵国を従来の清国からロシアに変更していた。

ついで9月、参謀本部は、山県の上奏をうけて、「陸軍々備拡張案」および「陸軍々備拡張ノ理由書」を起案したが、それは、「帝国へ自今以後独り留リテ専ラ内国ヲ防衛スルヲ以テ足レリトセズ、他ノ侵略ヲ受クルニ当リテハ蹶然起テ他ヲ撃破スルノ実力ヲ有セザル可ラズ」との理由から、「現今ノ7師団ニ更ニ7師団ヲ増加シテ全国14師団ト為スコト」を第1の急務としていた。

以上の陸軍拡張案に対比されるのは、明治28年末、山本権兵衛海軍省軍務局長が西郷従道海相に提出した「日清戦役後に於ける帝国海軍の経営施設等に就て」<sup>(3)</sup>であった。これは、つぎの3点で画期的な意義をもっていた。第1、建艦方針にかんして、「船体部の防護に比して過大の観ある砲煩を装備せるが如き」「我が伝統的精神」を批判し、「船体部の防護にも……之が強堅を増高するの必要」を指摘した。第2、ロシアを仮想敵国に想定し、「今日我国力に相当する海軍力を決するには英国か又は露国の一国に比肩又は他の劣勢なる一、二箇国が聯合するものとし其聯合國が東洋に派遣し得べき艦隊の程度を予想し之に優るの艦隊を備うるを以て急務とすべきなり」と主張した。第3、「主戦艦隊は甲鉄戦艦六隻、一等巡洋艦六隻を備えて之を編制せしむる」いわゆる6・6艦隊案を明確にうちだした。

戦後経営の軍備拡張計画は、いずれもこれらの戦略構想にもとづいて立案された。そして、陸海軍ともにロシアを仮想敵国として歩調をそろえたことは、この時以前にも、また以後にも例をみないことであった。<sup>(4)</sup>

明治28年3月、戦後経営の財政計画を担当すべく、とくに明治天皇の詔勅によって大蔵大臣に就任した松方正義も、軍備拡張の点では陸海軍と同様の考えをとっていた。松方蔵相は、8月15日、「財政前途ノ経画ニ付提議」を伊藤博文首相に提出し、「是等ノ兵備ハ、大半35年ノ内ニ完成スルノ必要アルベシ」とした。この提議にもとづいて、彼は財政計画の大綱を閣議に提出

したが、その要点は、「戦後経営ニ伴フ經常費ノ財源ニ対シテハ酒造税、營業税、登録税及葉煙草専売収入ヲ徴収シテ之ニ充ツルコト」、「陸海軍拡張及製鉄所創立費ノ財源ニ対シテハ清国償金ノ内ヲ使用シテ之ニ充ツルコト」、「鉄道及電話ノ改良ニ要スル経費ノ財源ニ対シテハ公債ヲ募集シテ之ニ充ツルコト」にあった。この財政計画で松方がとくに強調しているのは、「国家ノ財政ト国民ノ経済ト相須テ進ム」ことであつた。つまり、増税によって「国家ノ財政」を拡充し、財政資金の散布によって「国民ノ経済」の発達をはかる、また、財政的に資本蓄積を促進することによって、逆に増税と公債募集の基礎を強化する、という財政と経済の相互関連を強めるねらいをもっていたのである。

松方の財政計画は閣議の賛成をえたが、臨時議会の召集をめぐる他の閣僚と意見が対立し、8月24日、松方は辞表を提出した。<sup>(7)</sup>大蔵大臣は渡辺国武通相の兼任となつたが、松方の財政経画大綱はそのまま踏襲された。第2次伊藤内閣の戦後財政計画は、「事実上の『松方案』」であつた。<sup>(8)</sup>

前述の戦略構想にもとづき、陸軍は、平時5万・戦時20万の兵員を平時15万・戦時60万にする大拡張計画を立てた。その概要は、あらたに6個師団を増設し近衛師団を拡充して、4年後には全国13個師団とする、各師団に砲兵連隊・鉄道隊を新設し、騎兵隊を連隊編成に拡張し、歩兵1連隊の人員を増加する、その他、砲台の建築、要塞砲兵連隊の拡張、砲兵工廠・火薬製造所の拡張などであつた。これを、財政上の理由から42年までに2期にわかつて実現していくことにし、28年12月の第9議会には、とりあえず第1期拡張計画だけを提出した。29～34年の6カ年継続事業で、拡張費4,323万円を要するものであつた。海軍もこれに対応して、6・6艦隊を目標とする10カ年継続の大拡張計画を立てた。しかし、これも財政上の理由から2期にわけて実現することにし、第9議会には第1期拡張計画だけを提出した。29～35年の7カ年継続事業で、拡張費9,477万円を投じて艦艇54隻を建造せんとするものであつた。

翌29年5月、海軍は、東洋の軍事情勢の変化を理由に、前述の山本軍務局長の意見書にそって10カ年計画全体に追加修正をくわえ、この修正第2期拡張計画を同年12月の第10議会に提出した。30～38年の9カ年継続事業で、拡張費1億1,832万円を要するものであった。結局、海軍は、第1・2期あわせて、29～38年の10年間に、甲鉄戦艦4隻をはじめ大小艦艇94隻・雑船584隻を建造して、総トン数を従来の5万トンから一挙に5倍の25万トンに増大することになり、その拡張費総額は2億1,310万円にたった。また、陸軍も、砲台の建築・諸設備の増設など当初の計画を拡張し、あるいは完成年限

第5表 陸海軍拡張費総額 (単位 円)

	陸軍拡張費		海軍拡張費		合計
	年度	金額	年度	金額	
第1期	明治29～34	43,322,236	明治29～35	94,776,245	138,098,481
第2期	30～36	38,358,595	30～38	118,324,720	156,683,315
合計	29～36	81,680,831	29～38	213,100,965	294,781,796

\* 小林丑三郎『財政之過去及現在』による。

を短縮して、第2期拡張計画を第10議会に提出した。30～36年の7カ年継続事業で、その費額は3,835万円であった。結局、陸軍は、第1・2期あわせて、29～36年の8年間に、拡張費総額8,168万円を要することになった。以上の軍備拡張計画の概要は、第5・6表のとおりである。

第2次伊藤内閣が立案した戦後経営10カ年計画は、上記の軍備拡張を主眼としながら、第7表のように、産業・交通の発展を助長するための事業拡張、軍備・事業の拡張にともなう行政拡張をふくんでおり、そ

第6表 軍備拡張費各年度額 (単位 円)

年度	金額
明治 29	39,442,862
30	82,179,620
31	63,396,124
32	45,396,124
33	29,388,555
34	22,805,460
35	7,824,615
36	2,988,670
37	533,928
38	72,348
合計	294,781,796

\* 小林丑三郎『財政之過去及現在』による。

の経費総額は7億8,700万円と見積られていた。小手川豊次郎が、「我国は清国に打勝ち、他国に跨るべきの地位に立てるのみならず、将来更に欧米の一等国と轡を駢べて相駆逐せざるべからざるの地位となれり。茲に於て先づ産業の発達及新設を計らざる可らず。然るに我国元来新開の郡国なるを以て資本に乏しく、一私人を以て悉く此希望を全ふする能はず、故に此時に当り、

第7表 戦後経営計画費総額 (単位 円)

軍備拡張費	294,781,796
陸軍	砲台建築、営繕および初年度調弁、兵器製造、砲兵工廠拡張、臨時建築部費
海軍	造船、造兵、建築費
事業拡張費	144,707,951
	製鉄所創立費、官設鉄道建設費および改良費、北海道鉄道敷設費、電話交換拡張費、電話・鉄道公債利子、専売起業費など
行政拡張費	347,562,852
	陸軍拡張経常費、海軍拡張経常費、軍事公債元利、軍人恩給、賞勲年金、威海衛駐兵費、台湾諸費、増税徴収費、勸業銀行利益補助、農工銀行資本補助、新諸公債費、造船・航海奨励費など
合計	787,052,599

\* 小林丑三郎『財政之過去及現在』による。

\* 事業拡張費のうち、鉄道建設費は明治26年に計画されたものであり、これをのぞけば、新計画の事業拡張費は76,682,905円、10年計画の経費総額は719,027,553円である。

国家の保助を借らんとするもの蓋し少からざるべし<sup>(9)</sup>と書いているように、事業拡張は、極東における帝国主義的対立に即応するための、国内的条件を準備することを目的としていた。そして、それは、天皇制権力が資本主義の発展にたいして先導的役割を演じ、帝国主義の成立にたいし促進的機能をはたすことにもなったのである。第7表の事業拡張費のうち、製鉄所創立費・鉄道建設費・電話交換拡張費などは、資本主義の発達を促進すると同時に、軍艦・兵器の自給態勢を確立するための鉄材の内地自給の実現、および軍事輸送上の必要などによるものであった。また、行政拡張費のうち、陸海軍拡張経常費から威海衛駐兵費および台湾諸費にいたる項目は、明らかに直接



の軍事費であり、その費額は行政拡張費の8割にたっていた。かくて戦後経営は、その内容において、とりわけ軍備拡張であり、「アームド・ピース」であった。

戦後経営の経費を支弁するための国庫収入の拡張計画は、松方の財政計画大綱にそって立案されたが、実際には、軍備拡張費は償金繰入れだけでたりなかったで、その一部は公債募集と増税によることにした。結局、軍備拡張費の大部分と製鉄所創立費および戦時残務費は償金繰入れ2億1,130万円により、軍備拡張費の一部と官業拡張費は事業公債1億3,500万円により、鉄道建設費は鉄道公債6,802万円により、北海道鉄道敷設費は北海道鉄道公債1,856万円により、これを支弁することにした。そして、軍備拡張費の残部と行政拡張費にたいしては、まず歳入超過1億4,770万円をあて、なお不足する分は増税にもとめることにした。増税は、従来地方税であった営業税を国税に移し、登録税を新設し、葉煙草専売を実施し、酒造免許税を酒造税に改正して税率を増し、条約改正による関税自主権の回復をまわって関税定率法を制定し、毎年平均3,500万円を増収する計画であった。一方、雑税整理の結果、毎年平均1,000万円の減収となるので、純増収額は毎年平均2,500万円、10カ年累計2億5,216万円となる計算であった。かくて松方が財政経画大綱のなかで示した「經常→増税、臨時→償金・公債」という原則は、すでに最初からその根幹に亀裂を生じていたのである。

その他、財政計画でとくに注目されるのは、外債非募集と地租非増徴の2原則である。すなわち、公債募集という場合の公債とはすべて内国債であり、外債は募集しない方針であった。それはまた、天皇の直接の内命でもあった。明治28年4月、徳大寺実則侍従長から松方蔵相にあてた手紙には、「尤外債を起す之弊害は、……国家之不利益不待論議、此辺深く御注意相成候様御沙汰御座候<sup>(9)</sup>」と書かれていた。また、松方は、「財政前途ノ経画ニ付提議」のなかで、「地租ハ課税最モ容易ナリト雖ドモ、農民ノ負担ヲ重クスル国家経済上得策ニアラズ。況ンヤ我国農民ノ負担ハ既ニ偏重ニシテ、維新以来

常ニ地租軽減ノ政策ヲ取り来リタルヲヤ<sup>(6)</sup>として、地租を増徴しない方針をとっていた。松方のあとをうけた渡辺蔵相も、「財政意見書」のなかで、松方同様に、地租増徴を極力さけて、増税の対象を営業税・登録税・酒造税・煙草専売の3税1収入に限定していた。<sup>(7)</sup>かくて外債募集と地租増徴は、戦後財政計画の破綻を意味するだけでなく、「国家ノ財政ト国民ノ経済ト相須テ進ム」という当初の意図の破綻を意味するものにほかならなかった。

戦後経営10カ年計画は第9議会と第10議会上に上程されたが、それがさしたる抵抗にも遭遇することなく容易に承認されたのは、つぎのような理由によるものであった。

第1、三国干渉の衝撃は、国民に対露報復の念をもやさせた。「所謂臥薪嘗胆は報復を意味し、またその準備を意味する。戦後経営は実に国民の時代精神なり、如何なる犠牲もこれが為に供せらるゝを辞さないやうになった。<sup>(8)</sup>」また、新聞はたんに軍備拡張を支持しただけでなく、むしろすすんで政府を督励した。たとえば、『国民新聞』は、「5年以内に於て、欧州最列強国東洋海軍の2カ国に対すべき海軍力を作ること、少くとも現時に倍する常備陸軍兵力を作ること」を主張し、軍備拡張に冷淡であった改進黨系の『報知新聞』さえ、「3食を節して2食と為すも海軍を拡張せよ<sup>(9)</sup>」と論じた。

第2、このような対外硬論の沸騰を反映して、政党も軍備拡張を積極的に支持した。たとえば、改進黨の尾崎行雄は、「日清交戦以来、東洋の政局は全く一変し、欧州諸列強皆な大に兵備を東洋に増加するの必要を感ずるに至れり。彼れ既に東洋の兵備を増加し、加ふるに合従連衡の讒計を以てす。我も亦海陸の軍備を拡張し、以て此変勢に処せざる可らず。特に遼東還付の一事は、大に軍備拡張の必要を増加せり<sup>(10)</sup>」と論じた。また、自由党の松田正久も、「若しも愛国心なるものが国民に存するものとして見ますれば、今日こそは其愛国心が勃然として発揮し油然として湧き出で、以て専ら富国強兵の策に力を尽して善後の策を講ぜねばならぬ場合であらうと思ふ<sup>(11)</sup>」と主張した。

第3、巨額な清国償金の流入は、財政緊縮の念を希薄ならしめ、それが議会にも反映して、財政上の議決を放慢ならしめる結果をうんだ。

第4、戦争によって財政と経済の相互関連が深まり、政府の諸事業は巨額の財政資金を地方に散布して地方経済を潤沢ならしめ、こんどは逆に地方経済が積極的にこれを強請することになり、議員もまた選挙区の事情に牽制されて議会でこれらの要請を代弁することになり、経費膨脹を誘致するにいたった。<sup>(9)</sup>

このような一般的状況は、戦後の議会に反映して、政府と政党との対抗関係に新局面をひらくことになった。

明治28年5月10日、遼東半島還付の詔勅が出されたのち、対外硬5派（立憲改進黨・中匡進歩党・立憲革新党・帝国財政革新会・中央倶楽部）は、還遼問題朝鮮問題について決議し、政府攻撃の運動方針を決定した。しかし、国民協会は、8月9日、「国家経綸の大業を襄成し、而して後に内閣の失政を糺すべし」と宣言書を発表し、旗幟鮮明でなくなっていた。また、自由党も、7月17日の代議士総会で、「遼東の還付は誠に遺憾なりと難も、今日は実に是れ善後の策を施すに急なり。此事に関し、漫に争鬪を生じ、以て国家の大計を誤るは、我党の断じて取らざる所なり」と決議し、政府との提携に傾いていた。

自由党の領袖河野広中は、三国干渉の報を聞いて、「政府と共に戦後経営の大業を翼賛し、国家の大計を確立することが今日の急務だ。而して元勳を政党に引入れ、藩閥を政党に同化せしめ、二大政党対立の端を開くには、今日の如き機会はない」と考えた。<sup>(9)</sup>そこで、河野は、岡崎邦輔を介して伊東巳代治内閣書記官長と会見し、伊東は河野の提携論に賛意を表して、彼を伊藤首相に紹介した。官僚統治の新方式の必要性をみとめていた伊藤は、ただちに河野の申入れに応じ、予算案や重要な法律案はあらかじめ自由党内示してその同意をもとめること、新たな政策を立てるときはあらかじめ自由党と協議してその同意をもとめること、などの条件で提携を約した。かくて11

月22日、伊藤内閣と自由党の公然たる提携の宣言書が発表された。これは、戦後の新しい条件のもとで、「藩閥の政党化」と「政党の藩閥化」という2つの傾向が、同時的に進行しはじめた徴証でもあった。また、藩閥官僚が、これまでの超然主義にかえて政党接近策をとらなければ、戦後経営のための議会操縦が困難になるとさとした結果であり、他方、政党が、藩閥官僚と正面から対抗する方針をすてて、それとの妥協・取引による新しい政治体制の実現をめざすようになった結果でもあった。それは、かつての「文治派」内閣<sup>(9)</sup>の構想が新たな条件のもとで現実化したものであり、そして、政党指導者は、それを政党内閣の樹立にいたる捷徑と考えていたのである。

明治29年1月9日、第9議会の劈頭、政府は、戦後経営10カ年計画にもとづく29年度予算案および関連諸法律案を衆議院に提出した。野党5派は、内閣弾劾上奏案と予算修正案をもってこれにこたえたが、自由党の与党化と国民党の政府接近のため、いずれも否決された。ロシアを仮想敵とした6個師団増設案は、改進黨が3個師団増設を主張し、自由党と国民協会もはじめは4個師団増設に傾き、貴族院では、谷干城・曾我祐準らが増師案に反対する気勢を示し、一時はその成立が危ぶまれたが、川上操六参謀次長と河野広中の奔走によって無事議会を通過した。増師計画の立案者である川上は、「日露交戦の期は、恐く向後数年を出でぬであらう。我にして6箇師団を増設して之に應ずるの準備を完整ならしめざれば、東邦の平和は維持することは出来ぬ<sup>(10)</sup>」と河野を説き、河野も板垣退助自由党総理をはじめ党幹部を説得して、党議を6個師団増設にまとめた。

改進黨をはじめ野党5派は、政府の増師案をもって無謀の計画なりとし、陸軍拡張費の削減（その程度については一致せず、改進黨は半減論をとっていた）を要求したが、それは、海軍拡張費を倍増して第2期計画を速成するためであった。彼らのあいだにみられた軍備緊縮論も、軍備拡張そのものにたいする反対というよりも、戦時準備金の不足にたいする危惧の表明にすぎなかった。たとえば、改進黨の大竹貫一は、「人民は非常の負担に任ずと雖も必用

なる軍用に充つべき準備金は一文半銭だにあることなし、其危険も亦甚しからずや。斯の如んば折角に国民の膏血を絞りに作り成したる軍隊も活動するに由しなかるべし」と批判した。また、貴族院の谷干城は、軍事費のごとき「不生産的のものに非常に偏重に金を使ふと云ふことになると、……誠に国家のために不利益である」という経済上の理由と、「此日本の島国に於きましては仮令常備兵を15万・20万拵へましても、……海軍に打負けたときには何にもならない。……それよりは金は備って居り、機械も備って居り、極く熟練にして何時でも変に応じられるやうな者が7万も有りましたならば、誠に結構と思ひます」という軍事上の理由から、政府の増師計画に反対したが、「持論として、軍備拡張すべくんば、陸軍は2箇師団増加に止め、海軍は15万噸を限り、先づ財政を整理すべしとの意見を抱いて居た。」

これらの増師反対論は議会の大勢を制することができず、29年度予算は、わずかに31万余円（追加予算で19万余円）の削減をうけただけで議会を通過した。軍備拡張のため、29年度の歳計はいちじるしく増加した。歳出総額は、追加予算をくわえて2億円をこえ、一躍戦前の2倍半にたった。なかでも、陸軍省3,558万円で前年度より2,030万円増、海軍省3,712万円で前年度より2,340万円増と、軍事費が激増し、歳出総額に占めるその割合は、前年度の27.6%から43.5%へとはねあがった。まさに「我帝国財政局面一変の時期」であり、軍国主義財政であった。しかし、もしも自由党が政府と提携しなかったならば、「三国干渉問題は、政府の致命となり、政局は混乱し、人心の統一も戦後経営も、全く緒につくことが出来なかつたに相違ない。」

戦後経営のための各種の増税法案は、わずかな修正をへてすべて可決された。平年度（31年度以降）における増税額は、第8表のとおりである。のちに議会外ではげしい反対を浴びることになる営業税法案についても、衆議院は、「彼の農民が独り負担を重くした所の是〔地租〕に相對して見れば、比較上公平に、最も適當なる義務的租税……と認めましたが故に多くの削減を加へず」可決した。渡辺国武蔵相は、「此の増税は、皆是れ国力民力の発達に伴

ひ随て其収入額を増加すべき強力を有する者にして、一般経済の発達に害なく、其課税の種類に於ても、最も適当なるものと信ず<sup>(3)</sup>と演説して、増税計画に自信のほどを示したが、純増収額 2,640万円は開戦前の租税総額の37.7%にあたり、増税は物価騰貴とともに国民生活を圧迫することになった。とくに、当時営業税は府県の重要な財源をなしており、府県税収入総額の約2割をしめていた状態にあったので、営業税の国税移譲は、府県の財政に大きな打撃をあたえた。府県にたいしては、免税点以下の零細な企業にたいする営業税の徴収と国税営業税の付加税（10分の2以内）を許したが、結局地方税は零細な税目を追って課税することとなり、いきおい細民重課をみるにいたった<sup>(4)</sup>。また、増税の大半は葉煙草専売と酒造税からなり、租税体系は地租中心から消費税中心にか変わったので、日清戦争後の軍国主義財政は、勤労大衆の負担を増大させ、ひいては資本の蓄積を阻害することになった。かくて戦後の反動恐慌の襲来とともに、全国の商工業者は、ますます過重な負担となった増税に反対するようになり、「国家ノ財政ト国民ノ経済ト相須テ進ム」という当初のねらいは、破綻することになった。

第8表 増税の内容(単位 円)

種 目	金 額
登 録 税	6,808,449
営 業 税	7,551,377
酒 造 税	9,284,544
葉煙草専売収入	10,316,379
増 税 額 合 計	33,960,749
雑 税 廃 止 減	7,552,397
差引純増収額	26,408,352

\* 『明治財政史』第3巻, 832ページ。

\* 雑税廃止の種目は、綿花輸入税・牛馬売買免許税・車税・菓子税・船税・煙草営業税・醬麴営業税などである。

- 注 (1) 徳富猪一郎『公爵山県有朋伝』下巻, 241~2ページ。  
 (2) 伊藤博文編『秘書類纂財政資料』中巻, 81~2ページ。  
 (3) 海軍大臣官房編『山本権兵衛と海軍』原書房, 1966年, 99~102ページ。  
 (4) 松下芳男『明治軍制史論』下巻, 有斐閣, 1956年, 442ページ。  
 (5) 伊藤博文編, 前掲書, 中巻, 55ページ以下。  
 (6) 大蔵省『戦後財政始末報告』2~3ページ。  
 (7) 松方は、施行期日の点から、10月1日までに制定を必要とする酒造税法案を提出するため、臨時議会の召集を提議したが、閣議は、「支出ヲ要スルノ事由未ダ

明晰ナラズ、陸海軍当局ノ経画未ダ定マラザルニ当リ、漠然諸税ノ法案ノミヲ議会ニ付スコトアラバ、実ニ倒行逆施ノ責ヲ免レザルノミナラズ、国家前途ノ大計ヲ定ムルニ於テ杜撰ノ譏ヲ辞スベカラザルナリ」(伊藤博文編、前掲書、中巻、52~4ページ)として、これに反対した。

- (8) 故阪谷子爵記念事業会『阪谷芳郎伝』181ページ。
- (9) 小手川豊次郎「戦後の経済」(小汀利得編『明治文化資料叢書』第2巻、経済篇、195~6ページ)。
- (10) 徳富猪一郎『公爵松方正義伝』坤巻、537ページ。
- (11)(12) 伊藤博文編、前掲書、59、105ページ。
- (13) 滝沢直七『稿本日本金融史論』397ページ。
- (14) 『国民新聞』明治28年6月1日。
- (15) 『報知新聞』明治28年5月17日。
- (16) 『尾崎弔堂全集』第4巻、375ページ。
- (17) 『党報』第90号、20ページ。
- (18) 東洋経済新報社編『明治財政史綱』1900年、222ページ。
- (19) 河野盤州伝編纂会『河野盤州伝』下巻、1923年、388ページ。
- (20) 鳥海靖「初期議会における自由党の構造と機能」『歴史学研究』第255号、1961年7月、26ページ。
- (21) 『河野盤州伝』下巻、416~7ページ。
- (22) 明治29年2月27日、衆議院本会議(『大日本帝国議会誌』第3巻、1682ページ)。
- (23) 明治29年3月4日、貴族院本会議(同上、1151~2ページ)。
- (24) 平尾道雄『子爵谷干城伝』1935年、732ページ。
- (25) 明治29年1月10日、衆議院本会議、渡辺国武蔵相財政演説(『大日本帝国議会誌』第3巻、1474ページ)。
- (26) 平野嶺夫『岡崎邦輔伝』1938年、201ページ。
- (27) 明治29年3月5日、衆議院本会議、河島醇委員長特別委員会報告(『大日本帝国議会誌』第3巻、1725~6ページ)。
- (28) (25)と同じ。
- (29) 今里勝雄『軍備と税金の歴史』166~7ページ。

### 3 軍備拡張と資本蓄積の矛盾

日清戦争後における資本主義経済の飛躍的発展のなかで、政府の保護・育成下にある特権的資本家とは異なった、本来の工業資本家階級の本格的な形

成が進行した。戦前の殖産興業の過程では、一部の特権的政商資本が下からの自生的産業の発展を抑圧し、本来的な産業資本家の階級的形成が弱かったのにくらべ、戦後の産業革命の過程では、企業勃興の大波に乗じて多数の中小ブルジョアが勃興し、産業資本家の一定の層が形成されていった。これら新興産業資本家は、彼らの経済的支配を完成・強化しようとするかぎり、政治的にも直接の支配権を獲得しなければならない。ところが、「上からの大工業化」の発端から戦勝によるその完成まで、天皇制権力がはたしてきた先導的役割と促進的機能とは、これら新興資本家階級に独自の性格と方向を刻印してしまった。彼らは、長期にわたる生産的基礎の拡充と資本蓄積の結果としてではなく、冒険的戦争とそれにつづく企業熱・投機熱の結果として生みだされ、政府需要の増大と信用膨脹にささえられて成長してきた。そして、先進資本主義諸国の市民階級が経験したように、専制権力の政治的支配や経済的収奪を極酷と感ずるよりも、むしろそこに、自己の世界市場への遅ればせの登場に道を切り開いてくれる代理人を見出したのである。

日清戦争後の資本家階級は、全体として、軍部の軍拡事業に基本的に賛成し、軍事力を独占し海外進出を直接になら天皇制権力の地位と役割を承認した。彼らは、みずから政治権力に進出して絶対主義との対決をもとめるのではなく、むしろ、このふるい権力を利用し、これに依存して、その冒険的投機的事業に自己の前途を托すという方向に、おのずから傾いていった。

しかし、このような階級対立の基本的な変化は、ただちに、絶対主義天皇制とブルジョアジーの利害が完全に合致し、政策的にも両者が完全に一致するにいたったことを意味するものではない。天皇制の軍事力の強化と海外進出は、たしかに資本発展の誘因となるが、軍拡のための租税負担の増大は、さしあたり、国内市場を圧迫し、資本蓄積の阻害要因とならざるをえない。また、軍需品の輸入増による正貨の流出、公債募集による民間資金の吸上げが、金融逼迫に拍車をかけたことも見逃せない。かかる事情から、政府保護下の財閥資本や軍需資本をのぞく諸種の資本家層は、軍備拡張にたいして反



発し、批判をはじめるようになった。広範な全国の産業資本家・中小商工業者層は、経済的利害の点で政府と対立し、みずからの独自の要求をかかげて起ちあがらざるをえなくなったのである。

すでに、第9議会召集前の明治28年(1895)10月、全国商業会議所連合会は、名古屋でひらかれた第4回連合会において、戦後経営の問題を検討し、「国家ノ実力ニ伴ハサル軍備ノ拡張ヲナスヘカラス」と決議した。<sup>(1)</sup>軍備拡張と増税にたいする反対が、戦後経営全体にたいする批判に発展するのは、当然の成行きであった。翌29年3月10日、東京商業会議所は、さきの第4回連合会の決議にそって、「戦後経済ニ関スル建議書」<sup>(2)</sup>を政府に提出した。

「抑モ国力ノ発達ニハ自然ノ程度アリ、此ノ程度ヲ超ヘテ俄カニ国民ノ負担ヲ増加ストキハ、遂ニ国力ノ衰頽ヲ免ルベカラザルナリ。……然ルニ今明治29年度以降俄然我國民ニ課スルニ5割以上ノ増負担ヲ以テスルハ、豈国力ノ発達ノ程度ニ応ズルモノト謂フヲ得ンヤ。」<sup>(ママ)</sup>「本会議所ノ見ル所ニ抛レバ、近時内地諸般ノ事業大ニ勃興シタルモノハ、比年金銀比価変動シテ銀価ノ不落シタル結果、其多キニ居ルト謂ハザルベカラズ。……又戦時我商工業ノ衰頽ヲ免カレシ所以ハ、一旦支出シタル軍費ノ大部分再び国内ニ回収セラレ、通貨ノ膨脹ヲ来シ、一時市場ニ活気ヲ添ヘタルニ因ルモノト謂ハザルベカラズ。果シテ然ラバ此等ハ寧ロー時ノ現象ニシテ、国力増進ノ反応ト認ムベカラザルナリ。然ルニ是ノ如キ一時ノ現象ヲ以テ前途財政規画ノ根拠ト為スハ、本会議所ノ私ニ危懼ニ堪ヘザル所ナリ。」

この建議書は、「国力ノ発達」の程度をこえた戦後経営が、やがて「国力ノ衰頽」をもたらすことを危惧している。かかる危惧をさけるためには、政治の論理を資本の論理に従属させ、軍備拡張のテンポを資本蓄積の程度に照応させることが必要であった。

渋沢栄一東京商業会議所会頭は、29年4月、竜門社総会において、戦後の過度な経済膨脹を批判したのち、つぎのように演説した。

「想フニ是迄ノ商工業カ20年間順善ク進ントハ云ヒナカラ、商工業自身

ノ進ミテハナク政治カラ誘ハレテ進ソタト云フコトハ争ハレヌ事実テアル。故ニ今日ノ我商工業ハ所謂不羈独立ト云フ気力カ少ナイ。兎角ニ政治ノ御供ヲシテ居ルヤウナ嫌カアル。商売人カ政事家ノ次ニ着クカラソレカ残念タト申スノテハナイ。国トシテ真ニ隆盛ノ運ニ達スルト云フノハ、大ニ商工業カ拡張シタル有様ヲ云フノテアル。故ニ政治ハ常ニ其商工業ノ拡張ヲ助クルカ要旨テハアルマイカト思フ。建国ノ原理ハ、政事家カアリテ軍人カアリテ商工業者ハ之ヲ養フタメニアルト云フノテハナイ、商工業者カアツテソレヲ保護スル為ニ政事家モ軍人モ要ルト云ヒタイ。……支那ト戦争ヲシタ結果、軍備ヲ拡張セネハナラヌカラ、金カ必要テ租税ヲ増スト云フ趣旨ノミテ、余リ急進ニ過ルトキハ、若シモ一歩ヲ誤ルト、大ナル害ヲ惹起シテ、褒メ損ヒニナリハセヌカト云フ懸念カアルノテス。<sup>(3)</sup>」

ここで、渋沢は、政治と軍事を経済に従属させ、軍拡のテンポをスロー・ダウンすることを要求しているが、戦後経営にたいする批判は、まだ過度な計画にたいする一般的な批判にとどまっていた。このような一般的な批判が、積極的な改革の要求となり、ひとつの組織的な運動に発展するためには、営業税反対という具体的な契機があたえられ、金融逼迫の到来とともに、戦後経営が資本蓄積にとって重圧であることを、現実に身をもって体験することが必要であった。

明治29年3月、軍事公債1,000万円が利率5分・発行価格額面をもって募集されたが、その成績はきわめて悪かった。一般応募額はわずかに157万8,500円、最高申込価格は103円、募入平均価格は100円01銭3厘にすぎず、第1・2回の応募状況と比較するとき、隔世の感があった(30ページ、参照)。「第3回軍事公債募集の不結果は金融の繁忙の兆漸く顕れたるもの<sup>(4)</sup>」であった。かくて戦後経営を資本蓄積の重圧と感じるようになり、そしてまた、第9議会の経過から、この矛盾の解決を議会に期待できないと知ったとき、全国の商工業者は、みずから起って独自の政治運動を開始した。彼らは、当面の運動目標を、翌30年1月から実施される営業税の反対にむけた。そして、29年4

月25日、博多で開催された全国商業会議所連合会第5回大会をきっかけに、全国的規模で営業税反対運動を盛りあげていった。財閥資本や政府保護下の産業の枠外にある、中小ブルジョア層を中心とするこれらの勢力は、営業税法の修正・租税負担の軽減をつよく政府に迫ったのである。

第9議会終了後、西日本一帯を遊説してまわった大隈重信は、各地の実業家の政治的関心の高まりについて、「数年前に遊説したる際に比して出迎人若しくは懇談会の出席者等全く一変したる……多くは実業家而かも資産あり信用ある実業家なりし。是れ全く地方の実業家が政治と直接関係あるを覚りたるものなるべし<sup>(5)</sup>」と語った。政府の戦後財政計画にたいする批判の声は、三菱系の資本家・大阪地方の実業家においてより強かった。「戦後経営としての財政上の計画は、大に吾実業界の信用如何によりて、其の影響するところ大なれば、茲処実業界の政府に対する意向如何は、今日尤も注意すべきところのものなり。然るに聞くところによれば、実業界の中心とも云ふべき大阪は、是までより種々直接の影響を感じて、伊藤内閣には余り信用を置かず、万事疑心暗鬼を生ずれば何彼と控目勝となり、兎角抄々敷経済上の発達を促がさざるのみならず却て戦勝の余威、一時大に発達膨脹せんとせし計画すら、中止絶滅せるもの多きより、是等実業家との干係尤も深き東京の大資本家には、大にこの前途を憂ひ、実業の振作に就て種々苦心奔走し居りて、伊藤内閣と実業家との間に更に一層円滑に、互に相信じて以て戦後経営の第一事務たる実力充実の実績を挙げしめんと、運動しつつありと云ふものあり<sup>(6)</sup>。」かくて営業税反対運動は、伊藤内閣の戦後経営にたいするブルジョアジーの抵抗であり、ブルジョアジーが全国的規模で組織されて政治闘争の舞台に登場してくる第一歩であった。そして、そのさい、財閥大資本家の役割は、政府と実業界のあいだにたち、中小ブルジョア層を誘導して政府との円満をはかることにあった。

第9議会閉会前の29年3月1日、改進黨をはじめ野党各派は合同して進歩党を結成し、(1)政務改革・責任内閣の完成、(2)外政刷新・国権拡張、(3)財政

整理・民業発達、の3大政綱をかかげた。議会終了後、伊藤内閣は明治30年度予算の編成難におちいり、渡辺蔵相は公債募集の失敗の責をおって辞意を表明した。伊藤は、井上馨の斡旋によって、陸奥外相（5月30日辞任）のあとに大隈を、渡辺蔵相の代りに松方を入れようとした。しかし、板垣内相（4月14日就任）が大隈の入閣に強く反対し、松方も単独入閣を拒絶したので、8月28日、辞表を提出し、内閣の瓦解をみるにいたった。

#### 〔補注〕

大隈入閣問題がおこったとき、河野広中は、大隈と提携して藩閥と対抗するよう板垣の説得を試みたが、板垣はこれを拒絶した。また、伊藤は、辞職にさいして、自由党内談せず単独で行動した。この経験から、河野は、「提携内閣」の限界を悟るにいたった。彼は、伊藤内閣にかわる松隈内閣にたいしても、「其組織の聯立内閣に属するの一事に因りて、必ず前内閣の末路に類するを信ぜんとす。縦へ進歩党にして果して政党内閣を確立するの一捷路として、内閣と提携せりとするも、其党员を以て議員の多数を制する能はず。之が為めに其力能く内閣の政策を左右するに至らずして、遂に藩閥元老の為に利用せらるゝに終らん。若し然らざれば、政見の衝突を生じて分裂を来すを免れざる可し」とみていた。そして彼は、財政を整理し、軍備を拡張し、外交を刷振して、東洋の和平を保障するという「方今の最大急務」を達成するため、「政界刷振の精神を作興し、自主自立の人士を糾合し、他の元老に倚頼することなく、自党の独立能く議院を制し、内閣を組織するに足る一大政党を樹立せざる可らず」として、進歩主義者の大合同をはかるべく板垣を説いた<sup>(7)</sup>。しかし、彼の意見は板垣の容れるところとならなかった。そこで、彼は、国民的大政党の樹立をめざして政党合同運動に従事すべく、自由党を脱党した。2年後の在野大合同のはしりであった。

自由党を脱党した河野は、まず東北7州の大団結をはかり、しかるのちこれを広く天下におよぼし、国民的大政党を樹立しようとした。30年5月29日、仙台に大会を開いて「東北同盟会」を結成したのは、実にその第一歩であった。彼の脱党理由の一半は、自由党の基盤が西南日本に偏っていたことにあったが、東北同盟会の結成は、たんに地方的利益の擁護を目的とするものではなかった。東北7州の大団結は、「国力は特に西方に傾きて東方に軽く」、「庶般の権力、皆西方に偏重にして東方に偏軽」という「半身不随の病態」に治術を施して、「国家の活力を統一」し、国と国・金力と金力・人種と人種の3大競争の衝にあたり、宇内に輸贏を決する、という脈絡のなかで主張されていた。そして、「其の病根の伏在する所は、藩閥に

在り」,「国家病ありて之れが治術を施さんとせば,宜しく其根幹より之を刈除せざる可らず」と論断されていた。<sup>(8)</sup>かくて東北同盟会は,2大綱領として藩閥打破・政界刷新をかかげたが,それはいずれも,「国民をして相率ゐて戦後経営に忠実ならしむる」,将来おこる3大競争にそなえるための国内改革,「方今の最大急務」を実現するための必要前提として,主張されていた。かくて必然的に,国内の政治的改革=絶対主義天皇制のブルジョアの改革は,排外主義と海外膨脹ならびに他民族の抑圧によって,制限されざるをえなくなるのである。

明治29年9月18日,第2次松方正義内閣が成立した。長閥と自由党にかかわって,こんどは薩閥と進歩党との連立内閣であった。進歩党をひきいる大隈は,外相として入閣し,首相の松方とともに内閣の中心勢力となった。このとき松方と大隈を提携させたのは,三菱の総師岩崎弥之助であった。弥之助は,松方の懇望をいれて日本銀行総裁に就任し,松隈内閣を側面から援助するとともに,「弥太郎以来三菱と因縁の深い大隈重信を,薩長政治家と結びつけることに努力した。」<sup>(9)</sup>当年の段階における財閥三菱の理想は,政党と藩閥の融合による安定した政治体制の実現にあった。そのころのブルジョアジーの勢力について,雑誌『太陽』は,つぎのようにいう。「伊藤内閣は金融社会の円満をはからず,さてこそ,実業社会に信用厚き松方伯,外交に敏腕の聞えある大隈伯の入閣を希望し,両伯入閣と伊藤侯の退引已むべからざるの勢となれり。されば実業界は日清戦争ありしより,大いに旧来の面目を一新し権力を政治上に試み,思いのままに伊藤内閣を更迭して松方内閣組織を見るに至りしものというべし。」<sup>(10)</sup>この評価は,あたかもブルジョアが政権を左右するかのように誇張しているが,松隈内閣の主導権は,藩閥の武断派たる薩派ににぎられていた。しかし,資本家たちが,財政・経済政策に発言権を強めることによって,国政全般にも強い影響をおよぼしはじめたことは否定できないし,また,財閥大資本家が,藩閥の巨頭や政党の領袖と結託して,直接政権の移動に介入しはじめたことは,注目に値する事実であった。

彼らブルジョアジーが松隈内閣によせた期待は,財政整理であった。29年秋から,株価の暴落・銀行の取付けがあいついで起り,経済界が不安におお

われるとともに、財政整理の声はますます高まった。かかる情勢のもとでは、政府と実業界とのあいだを取りもつことを任務とする財閥大資本家も、中小ブルジョア層の要求をある程度代弁しなければならなかった。渋沢栄一は、11月21日、帝国ホテルに開催された全国商業会議所第1回臨時連合会の席で、つぎのように演説した。「此経済ノ事ニ関シテハ、勉メテ国家ノ施設ト商工業トノ進歩カ、共ニ権衡ヲ得テ聯歩併進致スコトヲ望ムノテコサイマス、語ヲ換ヘテ申セハ、譬ヘハ陸海軍ノ軍備ハ大イニ進ムケレトモ、商工業ニ致テハ衰微スルト云フカ如キ、……総テ不権衡ノナイヤウニ致シタイ」、「元来、商工業ト申スモノハ至テ平凡ナモノテアル、其分子ヲ引分ケテ見マスレハ極メテ俗事ニシテ、又至テカヨワイモノテアル、併シナカラ之レカ相集ツタカハ、随分強イモノト申シテモ宜シト考ヘラレマス。」<sup>(1)</sup>

しかし、実業界が期待した財政整理は、実現されなかった。翌30年1月、政府が第10議会に提出した明治30年度予算案は、歳出入ともに2億3,900万円をこえ、前年度と比較して、歳入は4,900万円増、歳出は5,600万円増であった。歳計膨脹の最大の原因は、「陸海軍の第1期計画に引続き、第2期の予算を提出」したことにあった。陸軍省経費は5,921万円で2,363万円増、海軍省経費は7,681万円で3,969万円増であり、軍事費の比重は43%から49%へと加重された。その他、台湾総督府特別会計を設置して一般会計から巨額の補充をおこなったことも、大きな原因であった。<sup>(2)</sup>

この30年度予算は、大体において、前内閣が編成した予算をそのまま踏襲したものであったので、自由党もいって反対することはできなかった。わずかに、償金を台湾経費の補充に当て、第1期軍備拡張費の財源を公債と増税にもとめたことに、反対しただけであった。<sup>(3)</sup>進歩党は、財政整理の不充分さは「前内閣財政案乱の余弊を受けたるに起因すと認むるが故に、仮すに時日を以てし、来る31年度迄に之れが整理を為さしめんが為に、大体に於て、本年度の予算を賛成すべし」と党議決定し、政府予算案を支持した。<sup>(4)</sup>かくて財政整理の期待はむなしく消えた。そればかりでなく、軍備拡張の財源を公債の

増募にもとめることにより、「国防は財政と相待つと云ふことは出来なくなつてしまつて」、「遂には是は軍備拡張の財源を涸らすに至る」恐れさえあつた。<sup>(6)</sup>そのため、貴族院では、軍備緊縮をとらえ、予算案を修正する動きがおこつた。すなわち、貴族院予算委員会は、曾我祐準の提議によって、3,000万円の歳出削減と同額の公債募集の見合わせを決議し、7名の委員をあげて政府と交渉したが、政府はこれに応じなかつた。そこで、曾我と谷干城らは、天皇に上奏してその目的を実現しようとし、軍備緊縮上奏案を提出したが、69対82をもって否決された。曾我・谷らは、「交渉は破れ、上奏も成立たぬとすれば、是れは是れに服従するより外ない」<sup>(7)</sup>として、軍備拡張を是認した。かくて30年度予算案は、わずかに1万7,458円の削減をうけただけで、ほとんど政府原案通りに議會を通過した。

こうして、戦後経営の全計画は議會の協賛をえたが、実施にうつされるや、はやくもその矛盾を露呈して当初の計画に蹉跌を生じた。「恰かも日本丸といふ大船が順風に帆を揚げて方に世界に向つて出帆しようという時に當つて、我が財政は又しても意外な暗礁にその進航を礙げられねばならなかつた」<sup>(8)</sup>その直接の契機は、明治30~31年の戦後反動恐慌にあつたが、より本質的な原因は、軍備拡張の資本蓄積にたいする重圧のなかにあつた。戦後経営は、資本蓄積の程度と一致せず、物価の騰貴を促して既定計画に齟齬をきたし、戦後財政の破綻をまねくにいたつた。「時代精神は全く經濟的關係に圧迫せられて已むなくも曾て時代精神によって計画せられたる戦後経営は変更しなければならなかつた」<sup>(9)</sup>

明治30年に入ると、經濟界は沈滞の一路をたどつた。6月14日・8月11日・10月23日とあいつぐ日銀の公定歩合引上げによって、民間の金利はひどいに高騰し、金融は日増しに閉塞の度をくわえた。下半期から、金本位制実施の影響と上海向け為替相場の騰貴のため、綿糸の対清輸出が停頓し、大阪地方紡績業の不況は深刻になつた。さらに、9月から、凶作のため米価が急騰し、長野・富山・新潟・福島・茨城・山形の各県に米騒動が勃発した。こ

の米騒動は、23年の場合とちがって、最初の大規模な労働者運動をともなっていた。そして、10月に入ると、各地に株価の暴落・銀行の取付け・会社の倒産があいつぎ、資本主義的恐慌がはじまった。輸出減退・輸入増加のうえに、正貨流入を促してきた償金の受入れも一段落したので、11月から、正貨は出超に転じた。恐慌期の貨幣資本は企業の維持と救済に動員され、金融市場はつねに繁忙あるいは逼迫状態にあったので、政府の財政需要に応ずる余裕はなかった。かくて戦後財政の破綻は、拡張費の膨脹とその反面における公債募集の杜絶・増税収入の減少となってあらわれた。公債募集の杜絶は、特別発行となり、償金の繰替え支弁となった。公債の特別発行は、それだけ預金部・償金部の資金を政府が吸収することになり、間接的に、金融市場に圧迫をくわえることになった。

#### 〔補注〕

物価騰貴は政府の戦後財政計画を膨脹させたが、膨脹は事業拡張費においてとくにいちじるしく、当初計画額1億4,471万円にたいして、実際の拡張費は2億7,736万円にと倍増した。軍備拡張費は2億9,478万円の計画が3億1,296万円に膨脹し、行政拡張費も軍備拡張費・事業拡張費の膨脹にともなって膨脹した。しかし、拡張費の膨脹とは逆に、増税収入は不況のため計画額をはるかに下回った。30年度は増税額のすべてが徴収されたにもかかわらず、実収額は計画額を200万円も下回った。また、30年度は6,876万円の公債募集を予定していたが、実際の募入額は4,390万円にすぎず、しかもことごとく預金部・償金部の引受けによる特別発行であった。

戦後反動恐慌の勃発とともに、ブルジョアジーの戦後経営にたいする批判は、過大な軍備にたいする一般的な批判、軍備と商工業との連歩併進の要求から、一歩すすんで軍備縮小の要求へと発展した。渋沢栄一は、30年12月、「財政及経済上方今ノ急務」と題して、つぎのように語った。「惟フニ此レ等〔財政の膨脹〕ハ軍備拡張ニ基因スルモノナレハ、此ノ有様ニテ進行セハ、向後トモ更ニ増加スルトモ恐ラク減少スルコトアラサルヘシ。……要スルニ、商工業ノ力即チ富ノ程度ト国費ノ割合ガ果シテ適當シテ居ルヤ否ヤト云フニ、我国ハ其生産力ニ比シ軍備ノ過大ナルハ事実争フヘカラサルナリ。故



ニ今日ニ於テ、務メテ軍備ヲ縮少スルノ方針ヲ採ラサルヘカラス、然ラサレハ商工業ノ発達ヲ沮害スルノ止ムナキニ至ラン。」これを1年前の彼の演説とくらべるとき、軍備拡張にたいする危惧の念ははるかに切実であり、批判ははるかに具体的であった。経済不況のもとで、実業界の指南番をもって任じる渋沢は、ある程度、産業資本家・中小ブルジョア層の要求を代弁しなければならなかったのである。

このようなブルジョアジーの要求にもかかわらず、政府は戦後経営を遅延させることはできなかった。松方内閣は、明治31年度の予算編成期をむかえて、たちまち予算の編成難におちいった。31年度は、事業拡張費の膨脹と民間事業保護費の増加のため、台湾経費を特別会計として除外し、新規事業費1,500万円を繰り延べても、なお一般会計に1,732万円の歳入不足を生じた。そこで、政府は、地租および酒税の増徴による2,500万円の増税計画をたてた。ところが、この地租増徴が、薩派と進歩党の対立を爆発させ、ひいては内閣瓦解の原因となった。

地租増徴は、すでにはやくから予測されており、進歩党も、はじめは「地租を増徴する代りに、監獄費を国庫に移せばさしつかえない」という方針に傾いていた。しかし、その間に恐慌が勃発し、経済界の財政整理にたいする要求が高まった。進歩党も、「我党の方針と大差なし」として、松方内閣の政策を支持しつづける訳にはいかなくなった。

第10議会終了後、進歩党のおもだった党員は、あいついで次官・局長・県知事となり、または新設の勅任参事官に任用されて、薩派と進歩党の連立内閣は、長派と自由党の提携内閣より一步すすんで、政党勢力の天皇制機構内部への浸透という結果をもたらした。しかし、松方首相が薩派に左祖したので、閣内の主導権は薩派に握られ、行政改革・財政整理・言論集会の自由尊重などの新政綱は、容易に実施されなかった。こうなると、進歩党も、内閣の踏台となって地租増徴を支援することをきらい、にわかに政府にたいして批判的となった。そして、閣内では、武断派の高島鞆之助陸相・樺山資紀

内相と大隈外相の対立が激化した。「大隈伯は一旦地租増徴の議を承諾したりと云ふにも拘らず、30年10月20日、地租増徴を行はんと欲せば、先づ内閣を統一せざるべからずとの新議を提出せり。是れ即ち世の所謂の伴食大臣を退治せんとするものにして、其の極彼の有名なる10月22日に於ける首相官邸の会議となり、破れて大隈外務邸の会議となり、夜の12時に至るも決せず……内閣は益々混乱を極めたり。」大隈が地租増徴に反対したのは、この年の凶作が進歩党の地盤である東北地方においてとくに激しかったからであった。10月22日、進歩党は常議員会をひらいて、異分子淘汰・内閣統一、予算再調査・増租中止、非立憲的動作の禁止・憲政済美などを決議し、その実行をせまったが、松方首相はこれを峻拒した。かくて進歩党は、10月31日の代議士総会で内閣との提掲断絶を決議し、就官者全員に辞表を提出させた。大隈外相も、11月6日に辞職した。

松方は、進歩党との提携断絶後、純薩派内閣を組織しようとし、あるいは大臣の椅子を餌にして自由党と提携しようとしたが、いずれも失敗におわった。松方内閣は瓦解寸前であった。12月24日にはじまった第11議会で、自由党・進歩党・国民協会の3派から不信任案をつきつけられて、翌25日衆議院を解散し、その日のうちに総辞職した。

松方内閣の瓦解の原因について、進歩党の田口卯吉は、つぎのようについて。「松方内閣は営業人の人望を失するに際し、株式所持人も亦之に反対するに至れり。松方内閣が新に制定したる金貨本位は1円金貨を2円に通用する方法なるを以て、結局物価を騰貴するの割合にてありき。物価騰貴すれば金利騰貴することは数の免がるべからざるものなり。況んや償金預合の如き、金貨現送の如き、官金貸出の如き種々の方法を用ひて兌換券の流通高を増加したるに於てをや。是に於てか、金融非常に必迫し、公債株式非常に下落し、各銀行に抵当としたる価格は凡て時価より高価なるものとなれり。去れば債務者は何れも預金の督促に閉口し、困難の余り終に委員を設けて松方大蔵大臣に直談判を試みるに至れり。而して其の結果松方伯より日本銀行を

して金利を引上げしめざるの言質を取りたりと雖も、別に株式騰貴の方策を聞くを得ざりしのみならず、爾來株価は益々下落の一方に傾き、殆んど底止する所を知らざるの有様なりしかば、株屋連中は終に従来の素行に反し松方内閣に対して反対の意向を蓄ふるに至れり。是に於て進歩党は松方内閣に背けり。是れ松方内閣が之を重用せずして、却て之を以て地租増徴の踏台となさんと為したればなり。<sup>(6)</sup>」

「営業人」ばかりでなく「株屋連中」までも、松方内閣に叛旗をひるがえすにいたったことは、注目に値する事実であるが、このことをもって、進歩党の提携断絶・内閣瓦解の原因とするのは、かなり誇張した評価である。というのは、進歩党は、すでに陸軍拡張の半減論をすてて6個師団増設に賛成しており、財政整理についても、なんら具体的な構想をもっていなかったからである。広範な中小ブルジョア層は、租税負担の軽減・軍備拡張の制限という独自の要求ををかがげて政治の舞台に登場したが、大地主・財閥資本家の利害によって基本的な制約をうけている既成政党に、みずからの利害を浸透させることはできなかつた。日清戦争後、政府と政党の妥協・提携がすすむなかで、既成政党をつうじて、彼らの経済的要求を政治的次元にたかめていくことは、きわめて困難であった。かといって、みずからを独立の政治勢力に結集し、自己自身の政党を結成して、独自の政治運動を展開しうるほどに成長してもいなかつた。結局、彼ら中小ブルジョア層は、全体として財閥系大ブルジョアの政治的指導下におかれ、また既成政党をつうじて、みずからの要求実現をはかるほかなかつた。したがって、彼らの要求も、屈折して政治過程にあらわれることになった。

中小ブルジョア層の運動が高まってくると、これまではある程度まで彼らの要求を代弁していた渋沢栄一も、その主張をかえはじめた。経済界の前途について、彼の見通しはきわめて楽観的であり、すでにこの点で、中小ブルジョア層と見解を異にしていた。「何トナレハ……昨今ノ状態ニハ従来屢々遭遇セン処ニシテ、実業家ノ堪ヘ難キ程ニアラサレハナリ、思フニ世人ノ懸

念スル恐慌ナルモノハ襲来スルノ虞ナカラン、但烈シキ投機的事業者若クハ例ノ虚業者流カ、俄分限タラントシテ其山カ外レタル為メ、必スヤ困難ニ陥ルモノアラン、蓋シ這般ノ蹉跌シタル、彼ノ春ハ暖ク冬ハ寒キト同一理勢ナリト云フ外ナン」と。経済界の行き詰まりも、「投機的事業者」「虚業者流」の破綻にすぎないというのである。ただ、「営業者其責ナキニアラスト雖モ、主トシテ政府財政ノ膨脹実ニ其原動力」とみていたので、そのかぎりでは、財政整理を要求したにすぎなかった。彼がこれまで軍備拡張を批判してきたのは、「戦捷ノ結果、必スヤ軍務当局者ハ大ニ軍費ヲ要求スルナラン、而シテ此ノ事タル不可ナルニアラサレトモ、若シ拡張ノ度ヲ過ス時ハ国家経済上容易ナラサル次第ナレハ、実業家ハ健全ナル意見ヲ発表シテ一方ノ分銅トナリ、聊カ節制スル所アラシメンコトヲ期シタルニ外ナラ」なかった。そして、さらに、「予ハ国運ノ進歩ニ伴フ政費ノ増加ヲ承認スルモノナリ、……予等ノ政費節減ヲ主張スルハ、全ク国家経済ノ前途ヲ虞フルノ誠意ニ外ナラス、然ルニ政党政派ノ内閣攻撃ト殆ント其時期ヲ同ウシタル為メ、時ニ邪推セラルムハ甚タ心苦シキ所ナリ」と弁解していた。かくて渋沢は、中小ブルジョア層が政治の舞台から後退し、調停・媒介の必要が減退するとともに、より率直なかたちで自己の主張をおこなうようになるのである。

かつての民党である自由党と進歩党も、いまでは天皇制政府と同一の目的をめざし、それを実現する方法・手段のうえで政府と争うものに変質していた。これ以後、政局の中心は、戦後経営の実施方法とくにその財源をめぐる争いに移っていった。伊藤・松方の両内閣が政党に提携をもとめたのは、戦後経営の完遂のためであったが、そのことが、いまではかえって政府危機を惹起する原因となった。進歩党が松方内閣との提携を断絶するにいたったことは、間接的には、中小ブルジョア層の要求を反映していたが、より直接的には、地租増徴への反対と政権分与にたいする不満によるものであった。しかも、政権分与の要求は、政党内閣の樹立にいたるための当面の課題として提起されていた。このような政党の要求に屈することは、政治権力を議会と

政党による実質的制限の外におくという、絶対主義の政治原理を危殆ならしめるものであった。かくて第2次松方内閣の倒壊は、戦後経営の完遂と「帝室内閣の名実を敲立」することとの矛盾、天皇制政府にとっての新たな政治的危機を意味していたのである。

- 注 (1) 竜門社『青淵先生六十年史』第2巻, 1900年, 775ページ。  
 (2) 伊藤博文編『秘書類纂財政資料』中巻, 117~20ページ。  
 (3) 竜門社, 前掲書, 第2巻, 737~9ページ。  
 (4) 滝沢直七『稿本日本金融史論』485ページ。  
 (5) 『報知新聞』明治29年6月6日。  
 (6) 『国民新聞』明治29年6月2日。  
 (7) 河野広中の「脱党主意書」, 明治30年2月15日(河野盤州伝編纂会『河野盤州伝』下巻, 449ページ以下)。  
 (8) 明治30年10月, 東北同盟会における河野広中の演説(同上, 458ページ以下)。  
 (9) 三宅晴輝・梅井義雄『三井・三菱・住友』1953年, 要書房, 116ページ。  
 (10) 『太陽』第3巻, 第7号, 明治30年4月5日, 221ページ。  
 (11) 竜門社, 前掲書, 第2巻, 743ページ以下。  
 (12) 明治30年1月19日, 衆議院本会議, 松方首相兼蔵相財政演説(『大日本帝国議会議誌』第4巻, 314~5ページ)。  
 (13) 明治30年2月15日, 衆議院本会議, 栗原亮一発言(同上, 351~3ページ)。  
 (14) 大津淳一郎『大日本憲政史』第4巻, 701ページ。  
 (15) 明治30年2月16日, 衆議院本会議, 工藤行幹発言(『大日本帝国議会議誌』第4巻, 363~4ページ)。  
 (16) (13)に同じ。  
 (17) 明治30年3月16日, 貴族院本会議, 曾我祐準発言(『大日本帝国議会議誌』第4巻, 164~5ページ)。  
 (18) 故阪谷子爵記念事業会『阪谷芳郎伝』199ページ。  
 (19) 滝沢直七, 前掲書, 405ページ。  
 (20) 竜門社, 前掲書, 第2巻, 747~8ページ。  
 (21) 前田蓮山『星亨伝』1948年, 292ページ。  
 (22) 塩島仁吉・柳沢泰爾『二十七八年戦役後の財政及経済』32ページ。  
 (23) 徳富猪一郎『公爵松方正義伝』坤巻, 656ページ。  
 (24) 田口卯吉「松方内閣の顛覆」(『鼎軒田口卯吉全集』第5巻, 398~9ページ)。  
 (25) 渋沢栄一「経済時事談」明治30年12月(竜門社, 前掲書, 第2巻, 753ページ)

以下)。

② 『報知新聞』明治30年12月29日。

#### 4 戦後経営の破綻

明治31年(1898)1月12日、第3次伊藤博文内閣が成立した。伊藤内閣の課題は、増税によって財政危機を打解し、戦後経営の完遂をはかるとともに、政党勢力の伸張に抗して、天皇制政府の専制的支配を擁護することにあった。伊藤は、かかる課題にこたえるため、「出来得る限り、藩閥の分子を去り、各元老一致の下に広く後進有為の政治家を挙げ、一方には政党政治家たる大隈板垣を其の政党より抜き、所謂挙国一致の内閣を組織し、時代の進運に<sup>(1)</sup>応ぜん」とした。

伊藤は、まず大隈重信に外相として入閣するよう交渉したが、大隈は総選挙を目前に控えて内相を希望し、なお進歩党のために重要な3大臣の椅子を要求したので、交渉不調におわった。ついで伊藤は、板垣退助に入閣を交渉したが、板垣もみずから内相となることを要求したので、これまた折り合わず、一転して超然内閣として出発せざるをえなかった。

組閣途上のもうひとつの難関は、蔵相の人選にあった。伊藤は最初、岩崎弥之助日銀総裁に交渉したが、弥之助は、「昨年大隈伯辞職に際し、伊、隈、板の三角同盟を図りて成らず、旧臘松方内閣の瓦解するや、大石、犬養等の諸幕下を指揮し自ら大磯に出陣し、予ての理想たる三角同盟を現実にし、以て自家の根帯を堅くせんと頗る力めたるも、其の計画遂に<sup>(2)</sup>成らず」という従来の経過から、蔵相就任を固辞した。当時、すすんで財政整理の任にあたらうとする者などいなかった。渡辺国武のごときは、蔵相就任に応じないのみか、「逆しまに伊藤の興起は其時機に<sup>(3)</sup>あらず」という有様であった。いよいよ窮地におちいったとき、伊藤の親友井上馨が蔵相就任を承諾し、ようやく難関を切り抜けることができた。伊藤は井上に入閣を懇請したさい、「自由

にかれの所信を行わしめるという諒解の下に、承諾を得たのであった。それ故にこの第3次伊藤内閣は、事実上、井上内閣と言ってもよいぐらいで、伊藤は井上に首を貸しているという状態であった。<sup>(4)</sup>

閣僚の人選がおわった1月10日、伊藤の奏請にもとづき、「時局に対処すべき方策」を審議するため、宮中に伊藤・山県・井上・西郷・大山・黒田の6元勲をあつめて、御前会議がひらかれた。その席上、伊藤は、三国干渉以来危急に瀕せる東洋の形勢を詳述し、さらに、「内地ノ事情ハ政海已ニ紛淆ヲ極メ、各党派只自党ノ利ノミ是レ争ヒ、眼中国家ヲ存スルモノナク、官吏社会ハ内閣ノ變動常ナキカ為ニ、且政針ノ一定セサル為メニ彷徨顧眙適従スル所ヲ知ラサルモノノ如シ。経済社会ノ情况ハ、戦後無算ノ発達ヲ期シ、為ニ過大ノ膨脹ヲ来シ、竟ニ其ノ計画ニ対シ、資本ノ応スヘキモノナン。故ニ外国ノ資本ヲ輸入シテ、以テ一時ヲ弥縫セント云フノ外、何人モ商工業ヲ継続増進セシムルノ策ナキモノノ如シ」と時弊を指摘し、「此際ニ於テ、知ラス識ラスノ間、人心ヲ収攬シテ、一国ヲ陶冶セントセハ、……独リ聖明ナル陛下カ、祖宗社稷ノ為、躬行以テ之ヲ処スルノ外ナン。而シテ機ニ臨ミ変ニ応シ、大猷ヲ翼賛シ、之カ變理ヲ誤ラサルヲ謀ルハ、臣カ責任ナリ。……伏シテ願クハ陛下臣ニ許スニ、臣カ社稷ノ為メニ画策奏請スル所ヲ聴納シ、之カ実行ニ支障ナカラシメ、以テ此危急ノ秋ヲ救護スルノ聖断アラシコトヲ」と<sup>(5)</sup>陳奏した。すなわち、伊藤は、財政計画変更の必要をみとめて、軍備拡張と資本蓄積の矛盾を外資導入によって一時弥縫し、戦後経営を完遂しようとしたのである。そして、天皇の聖断と元勲一致の支援を背景とし、政党の抵抗を排除して逆にこれを体制内に馴致しつつ、このような転換を成し遂げ、天皇制の専制的支配を維持しようとしたのである。天皇は伊藤の奏上をことごとく嘉納し、諸元勲もこれに賛同したので、伊藤はあらためて組閣の本命を拝受した。かくしてはじめて、第3次伊藤内閣の成立をみたのである。

伊藤内閣は超然内閣として出発したが、実際には、政党の支援なくして、伊藤の指摘する時弊を救済することはできなかった。また、自由党も、総選

挙対策のうえから、政府との提携を有利としていた。かくて伊東巳代治農商務相の奔走により、両者のあいだに、「朝野和衷して国事に尽瘁する」という了解が成立した。伊藤は、2月6日、板垣・林有造・片岡健吉・松田正久らを首相官邸に招いて一夕の宴をはり、その席上、「立憲政治の完成を期せんと欲せば、野に在りては自由党諸君の力に待たざるべからず、朝に在りては不肖博文之に膺らん<sup>(6)</sup>」と、所信を披瀝して肝胆相照の実をしめし、自由党は、その返礼として、3月1日、伊藤以下各大臣を紅葉館に招待して饗応した。しかし、戦後経営の完遂と専制の擁護を使命とする伊藤にとって、政党との提携は無条件でなければならなかった。それは、「已に吾輩と自由党の諸君と一致する以上は、諸君が無条件を以て現内閣を援助せられ、而して吾輩亦た之を歓迎するも固より至当なるべし<sup>(7)</sup>」という、自由党招待会における伊藤の演説にもしめされていた。当然、自由党は無条件支持に満足せず、やがて朝野和衷・肝胆相照は破綻するにいたった。

3月15日の総選挙の結果、自由党は第1党となり、板垣の入閣を要求し、伊藤は4月13日の閣議にそのことをはかった。ところが、伊東農商務相は自由党との前約履行のため板垣の入閣を極力主張したが、井上蔵相は自由党との提携に絶対反対をとなえて譲らなかった。他の閣僚も意見区々にして一致せず、結局、伊藤が井上の意見を容れて、板垣入閣はとりやめになった。窮地におちいった伊東は翌14日辞表を提出し、自由党代議士会は18日政府との絶縁を決議した。

朝野和衷破綻の直接の原因は板垣入閣問題にあったが、より根本的な原因は財政問題と政権分与問題<sup>(8)</sup>にあった。

第1の財政問題について、井上は松方の戦後財政計画に批判的であり、その財政政策は縮小方針・消極主義といわれていた。井上は、4月28日、大蔵省で佐々友房・元田肇ら5名の国民協会代議士と会見し、戦後財政計画についてつぎのように語った。「若し予をして今より2・3年早く財政の局に当らしめたならば、或は過大の計画をなさず、縮小の方針を採ったかも知れ



ぬ。併し事業を拡張した今日では、財政拡張の基礎は既に定まってゐる。例へばそれは家屋の建築に着手し、その工事半ばで之を縮小しようとしても不可能である如く、到底真の縮小はなし得られぬことである。故に当初の計画は飽くまで之を遂行する積りであつて、傍ら財政を整理しようと思つてゐるが、今日に於ては既に各省の経常費は最早普通歳入を以ての支弁は困難な状態にある。……或は32年度以降に於て増税の止むを得ぬやうになるかも知れぬ。之等のことに就いては目下調査中であるが、兎に角一時姑息の策を弄ぶが如きことは断じてせず、国家永遠の財政基礎を定めようとしてゐるのである。<sup>(9)</sup>」

井上は、明治31年度追加予算の編成にあたり（31年度は議會解散のため予算不成立、前年度予算を施行）、軍備拡張計画の一部を翌年度に繰り越し、鉄道・電話などの継続事業の一部を削減中止して、特別会計をふくめ4,700万円の歳出削減をおこなつた。そして、三井集会所における財界有力者との経済懇談会で、この歳出削減は、「妄りに膨脹してゐるこの事業を整理するために不生産的の事業を延期し、経費の節約をなし、そして先づ生産的の事業を發達せしめようとしたまでであつて他意はない」と説明し、彼の財政計画が縮小方針であるという世評を否定した。<sup>(10)</sup>しかし、自由党は、このような井上の財政計画に真向から反対した。自由党は、自己の基盤を培養するために、巨額の政府事業費を地方に散布することを要求し、拡大方針・積極主義を主張していた。4月19日、自由党本部は提携断絶の声明書を各支部に發したが、それには、「又財政に於ても其整理を為し、之れが基礎を確立するの望あるや否や疑なき能はず、特に陸海軍拡張計画を変更し、且つ交通機関の發達を遅緩ならしめ、又た一般經濟に於て主として消極の方針を取るものゝ如し。是れ我党の茲に伊藤内閣と提携を断つ所以なり」と書かれていた。<sup>(11)</sup>

第2の政權分与問題について、自由党は、第2次伊藤内閣と提携したときの經驗から、板垣入閣の交渉にさいして、「今日直に純然たる政党内閣となす能はざるべきも、漸次此方針に依て提携の歩を進むる事」、具体的には、

「次官並に高等行政事務に参与する者を挙げて入閣者の選択に任されたし」と要求し、「此問題に於て一致せざれば、仮令入閣するも到底提携の実を行ひ難し<sup>(62)</sup>」と主張した。政党にとって、政府との提携は、あくまでも政党内閣にいたる階梯だったのである。しかし、このような政権分与の要求は、当然政府の拒絶するところとなった。この点について、自由党本部の声明書は、「現内閣の施政は宜しく、歩一歩、政党内閣の方針に向って進行すべきものなるに、其近状は反て退歩の事実を認むる<sup>(63)</sup>」と書いていた。

以上ふたつの問題は、日清戦争後に、藩閥政府が直面しなければならなかった課題をしめしていた。伊藤が朝野和衷に期待したものは、戦後財政の再建と専制の擁護との同時的遂行であったが、政党はこれに、地方基盤の培養と政党内閣への漸次的移行とを期待していた。したがって、朝野和衷は、なんら政府と政党との矛盾の解決にはならなかった。かくて伊藤内閣は、当面政党との対決をさけながら、戦後財政の再建に主力をそそぐことになった。しかし、そのことが、かえって天皇制の専制的支配の基礎を動揺させることになるのである。

当時の政府財政は、「物価の騰貴は意外にも普通歳出の増加を促がし、金融の必迫は公債歳入を抑制し、公債の抑制は償金の流用を拡張し、償金流用の拡張は軍備拡張の事業を阻害し、公債支弁の事業と償金支弁の事業とは並進の調歩を失ふて互に相交叉し、戦後経画の主眼は予定の如く進行せずして、早や既に普通行政費の財源にも苦し<sup>(64)</sup>」むという、まさに破局的状態にあった。財政整理はもはや一刻の猶予もできなかった。井上蔵相は、5月10日、財政意見を閣議に提出した。それは、政府財政にかんして、償金の流用により歳計の不足を弥縫する一時のやり繰り策を排斥し、「臨時事業費ハ既ニ過大ニシテ財政ノ基礎ヲ危殆ナラシムルヲ以テ、総テ既定ノ額ニ止メ、将来之ヲ増加シ、更ニ公債ノ増募ニ依ルガ如キハ深く戒メ之ヲ為ザルコト」、やむをえない事業の拡張は増税によってこれを遂行する、という事業縮小策をとっていた。また、民間経済にたいしては、「日本銀行ノ金利ヲシテ市場ノ金

利ト略高低ナカラシメ、各銀行ノ日本銀行ニ依頼シ、金利ノ差ヲ益セントスルノ念ヲ去リ、銀行業ノ改良ヲ計リ、日本銀行ヲシテ自然ニ保証準備ノ発行額ニ制限ヲ加へ、正貨ノ輸出ヲ防ギ、進デ之ヲ海外ヨリ吸収スルノ途ヲ執ラシムル」という信用収縮策をとっていた。井上の財政意見は閣議の承認をうけ、第12議会に提出されることになったが、あいつぐ経済界の救済要求のまえに、その実現をはばまれた。

明治31年にはいって、反動恐慌の影響はますます深刻化した。29・30年と2年つづきの凶作のため、米価の騰貴はいちじるしく、4月からはアメリカの不景気のため生糸の輸出不振もくわわり、この月の輸入超過は戦後の最高を記録した。清国償金の受領もたえて、正貨の流出が月々に増進し、日銀の正貨準備はかろうじて兌換券発行高の3分の1を維持する有様であった。日本銀行は、2月9日と3月14日の2度にわたって金利引上げをおこない、公定歩合は2銭4厘と戦後の最高をしめた。銀行界に不安と警戒が高まり、市中金利は騰貴の一路をたどった。かくて31年上半年は、金融逼迫のため、公債株価の下落・会社の倒産があいついだ。そして、4月19日の久米次銀行の休業をきっかけに、政府の救済措置を要求する運動が高まった。大阪では、すでに前年末から、紡績業者をはじめ大阪商工協会が救済運動をはじめていたが、31年になると、東西の実業家・商工団体がそれぞれの救済策をもって運動にのりだした。

大阪財界を代表して片岡直温（日本生命保険社長）は、4月はじめから再度上京し、伊藤首相と井上蔵相に、大阪の実業家ことに紡績業者の窮状をうったえ、救済方法として、勸銀による工業救済貸付と公債買入れおよび日銀の金利を引き上げないこと、の3つを提案した。<sup>69</sup> また、一部の実業家や株屋連は、野党の議員と交渉し、自由党の板垣前総理をかついで、外資輸入同盟会の組織運動をおこした。同盟会は、「外国債を起し、先づ幹線に属する私設鉄道を買上げ、固定して居る所の資本を変じて流動資本に供する」ことを意図していた。これらの実業家は、渡辺洪基（北浜銀行頭取）を委員長として経

済研究同志会を組織し、5月13日、「外資を輸入して経済界を救済せんとすることは本会の目的なるを以て鉄道国有にせよ、公債償還にせよ、其他何等の方法手段に依るに拘らず機宜を制して救済の本旨を達すべし」との意見書を政府に提出した。同じく5月、東京商業会議所は内国債1億円の償還を政府に建議し、大阪商業会議所は外債募集による内国債償還と地租増徴を、京都商業会議所は鉄道買収を建議した。かくてなんらかの団体または実業家があつまれば、救済策を主張しないものはない有様となった。<sup>(9)</sup>

これらの建議・意見書は、恐慌の分析と救済策の内容において若干の差異があったが、「諸論ノ帰着スル所同一ニテ、皆政府ノ力ヲ仮リ大ニ外資ヲ輸入シ之ヲ民間ニ撒布センコトヲ主張スルモノ」<sup>(10)</sup>であった。要するに、「果実の美ならんことを望む」ならば、「根幹」である資本主義経済を培養し、「国力の充実を謀らざる可らず」として、政府の政策基軸を資本主義的利害におくことを要求し、当面の不況救済策としては、政府財政を媒介にした信用の膨脹により金融を緩和し、苦境を脱しようとしていたのである。そして「軍備の如きは宜しく国力に伴ふて拡張せらるべきなり」として、戦争経済体制の維持強化を資本主義の発展に即応させることを要求していたのである。したがって、経済界の不況が救済され、財政整理の緊急性が遠のくにしたがって、軍備拡張にたいする批判も当然後退することになるのである。

こうした経済界の救済要求は、政党と政府にも影響をおよぼした。第12議会の冒頭、進歩党の加藤政之助は、「財政及経済に関する質問書」を提出し、「政府が出来るだけの手段を施して、此欠乏したる所の資本を供給し、此非常な高き利子を適当に引下げ」<sup>(11)</sup>ることを要求した。政府内では、農商務大臣に就任した金子堅太郎が、野党に呼応するかのように、「日英商工同盟論」<sup>(12)</sup>および「外資輸入論」<sup>(13)</sup>を熱心となえていた。

政府もなんらかの救済策をとらねばならなかった。井上蔵相は、4月、(1)政府は鉄道の買収および公債の募集をおこなわず、(2)勸業債券500万円の発行を政府が引き受け、この資金により勸業銀行をして工業会社救済貸付をお

こなわせる、(3)日本銀行をして1,500万円の予定で公債買入れを実施させ、民間資金の疎通をはかる、(4)日本銀行の金利は今後引き上げない、と決定し、経済界の救済にのりだした。<sup>(64)</sup>

勸銀の救済貸付についてみると、5月から8月にかけて総額237万円の貸付がおこなわれたが、地域的には大阪が圧倒的に多く124万円、業種別では紡績業が7割以上の163万円をしめていた。この救済貸付によって、勸銀の融資はいちじるしく工業にかたよった。そして、31年7月から、営業方針に工業貸付の規定が拡充され、いっそう詳細かつ具体的となった。とくに、国家的目的が強調されるようになったことが注目される。すなわち、貸付対象は、「其業体国家経済上有益モノ」で、「固定資本ニ巨額ノ資金ヲ要スル事業」に限定されていたが、しかし、その製品が「世界競争物ニ係リ輸出入上重要ノ地位ヲ占メ、直接間接国家ノ保護ヲ必要トスルモノ」には、流動資本にたいしても、その「都度特ニ調査ノ上貸付ヲ為スコトアル」旨を規定していた。<sup>(65)</sup>

つぎに、公債買入れについてみると、4月19日から10月10日にかけて、総額3,870万円の公債が買い上げられたが、これは、「日本銀行による公開市場操作の嚆矢」<sup>(66)</sup>であった。

この救済措置は、当時としてはかなり大規模なものであったが、経済界の要求には程遠いものがあった。井上蔵相は、「巨額ノ資金ヲ一時ニ散布スルハ、物価ノ騰貴、金利ノ激変、輸出入ノ不平均、正貨ノ輸出、起業心ノ再興ヲ促シ、得策ニアラズ」との判断から、鉄道国有と外資輸入は「救治策の一手段」としてとらない方針であった。<sup>(67)</sup>しかし、この方針は、救済措置をすすめるなかで、事実上崩壊するにいたった。

すなわち、政府の救済資金は、償金未使用額の流用と手持公債の売却金によってまかなわれたが、後者は、30年6月、大蔵省預金部所有の5分利付軍事公債4,300万円を、サミュエル商会を中心とするシンジケートに売り渡したものであった。これは、既発内国債の外債転換であるが、結果的には、外

債募集によって内国債を償還したのと、なんら変りなかった。こうして、外資の流入によって正貨準備の減退を阻止し、金本位制の危機を回避することができた。しかし、外資の流入は、通貨を膨脹させ、投機を助長することになった。

このように、当時としては大規模な救済措置がとられたところへ、5月には、償金残額1億1,643万円が一時に皆済されたこともくわわって、公債価格は騰貴をはじめ、株式市場もようやく回復をみるにいたった。さらに、豊作の見込がしだいに確実となり、金融も多少緩和して、31年秋には、経済界もようやく愁眉をひらくにいたった。

明治30～31年の恐慌は、金本位制の実施・上海市場の逼迫・米価の騰貴・米西戦争の影響を直接の誘因としていたが、戦後の企業勃興を完全に逼塞させ、信用をまったく杜絶させるほど激烈なものではなく、32年の「第2次好況の時代」に継続しており、33～34年の恐慌がこれにとどめをさしたものであった。この恐慌において、もっとも打撃のひどかったのは大阪地方の紡績業であり、その他の部門がうけた打撃は比較的弱いもので、したがって部分的であった。また、紡績業の打撃も、主として金本位制の実施による対清為替の騰貴、その結果としての綿糸輸出の不振によるものであった。この恐慌を契機として解散ないし合併になる会社がかなりあらわれたが、それらの多くは、1万鍾程度の小規模で経営内容の悪いいわゆる泡沫会社であり、またそれに融資していた弱小の地方銀行ないし都市の投機的銀行であった。そのため、30～31年の恐慌は、「小恐慌」「株屋の恐慌」ともいわれ、信用恐慌または金融恐慌にすぎないかのようにみえる。しかし、株価暴落・金融逼迫の根柢には、資本主義的生産過程の攪乱・停滞があり、恐慌の内部的・本質的な原因が、日清戦争後の急激な資本家的企業の拡張にあったことは明らかである。

日清戦争後の経済発展を概観して、およそつぎのような特徴を指摘することができる。

第1に、戦後における日本経済の発展は、海外市場をめぐる先進資本主義諸国とのはげしい競争のなかで、遂行されねばならなかったことである。この競争に打ち勝つためには、なによりも資本の競争力を強化することが必要であり、政府は工業立国・貿易立国の政策をすすめたのであるが、資本蓄積の低さを克服する余裕はなく、また保護関税政策をとることもできなかった。それはもっぱら財政的手段に訴えるほかなかった。かくて財政資金の散布による信用の膨脹にささえられて、急激な資本家的企業の勃興をみるにいたった。しかし、欧米列強の帝国主義的領土分割競争が極東に集中しつつあるなかで海外市場に進出するには、商品輸出の競争力を強化するだけでは不可能であった。武力を背景とする海外市場への強行的進出、そのための軍備拡張が必要であった。軍備拡張を主眼とする戦後経営は、資本の国際競争力を間接的に補強する意味をもっていたが、財政面からの直接・間接の資本の競争力強化策のために、国民の負担は加重され、国内市場の狭隘化をもたらした。国内市場の狭隘化は対外膨脹のしわ寄せであるが、膨脹した生産力のはけ口は海外にもとめるほかないので、それは逆に海外膨脹の必要をいっそう増大させた。こうして、輸出振興は至上命令となり、国内市場の拡大をかえりみる余裕さえなくなる。この場合、国内市場の狭隘性に照応する低賃金は、かえって輸出増大のための武器に転化させられる。戦後の反動恐慌が綿糸輸出・生糸輸出の不振を直接の契機としていたのも、このような日本資本主義の海外市場への強度の依存性のためであった。

第2に、戦後の反動恐慌は、このような日本資本主義の構造的矛盾の現れであった。恐慌の真の原因は、資本の過剰蓄積すなわち資本の過剰生産にある。資本の過剰生産というのは、資本として機能できる生産手段の過剰生産以外のなにものでもない。そのさい、過度の信用と投機は、個々の資本家の蓄積の限界をこえて、生産の規模を拡大し発展せしめると同時に、資本主義的生産過程の攪乱と停滞、恐慌や資本の破壊をさらに激化し促進する。信用制度の崩壊は、再生産過程の現実の停滞と攪乱、したがってまた再生産の現

実の減少の序曲にすぎない。30～31年の恐慌にさいし、政府による経済界の救済措置がとられたことは、過剰な資本を整理することなく温存し、恐慌の要因をより内部に深化させることになった。かかる方法で恐慌の打撃を回避し、その発展を維持することができた資本家にとって、政府信用をつうじて銀行の信用創出力を拡大し、ますます信用を膨脹することが、みずからの生存の条件となった。したがってまた、過剰資本の淘汰と財政整理の課題は忘れられ、戦後経営と軍備拡張にたいする批判も後退せざるをえなかった。かくて資本家階級は、すでに敷設された戦争経済の軌道にそってすすみ、そこに利殖の道を見出すようになるのである。

第3に、信用膨脹にささえられた急速な資本主義経済の発展は、軍備拡張の要求と国際収支の不均衡という事態のもとで、正貨の流出傾向をもたらし、金本位制を崩壊の危機にさらした。金本位制採用によって外資導入は有利となったが、金本位制を維持するためには、その外資への依存が必然となった。もともと日本の金本位制は、国内の金準備によらず、清国からの償金の受領によって実現されたものであった。その償金の受領が底をつき、資本強化のための輸入が増大して、金本位制の基礎が動揺したとき、償金にかかわってこれをささえたものは既発内国債の外債転換であり、つぎにくるものは外債の発行でなければならなかった。こうして、日本資本主義の構造的矛盾は、その軍事的性格とともに従属的性格をもまた確定したのである。すなわち、国内市場の狭隘性のために、海外市場への要求は増大したが、海外市場で欧米の先進諸国と競争するには、資本の蓄積はあまりにも低く、したがってまた競争力も弱かった。戦後における資本主義経済の急速な発展は、このような国内市場にたいする資本の蓄積過剰と、海外市場との関連における蓄積低位との矛盾のなかで、遂行されねばならなかった。そして、戦後の経済成長は、それが急速であり高度であればあるほど、輸出振興のための為替相場の安定という課題との関係において、たえずディレンマにおちいらざるをえなかった。このディレンマの一応の解決と資本蓄積の低さの補充、したがっ



てまた資本の競争力強化に役立つものは、当面、外債募集による巨額な外資の輸入以外になかった。

こうして、30～31年の恐慌後、経済界の要求は、外資輸入に集約されてきた。しかし、外資輸入は、経済界の矛盾をかえって将来に拡大し、33～34年の恐慌をもたらすことになった。そして、2度の恐慌を経過するなかで、資本の集積と集中がすすみ、帝国主義的対外膨脹への要求が現実化してくるのである。このように、30～31年の恐慌は、日本資本主義の発展途上で一大転機をなしていたが、同時に戦後経営の面でもひとつの画期をなしていたのである。

第1に、井上蔵相は、償金の繰替え支弁による弥縫策を排斥していたが、現実に31年度予算を執行するにあたり（31年度は議会解散のため予算不成立、歳出・歳入ともに2億円をこえる行政予算を編成）、歳出1,379万円の追加予算を編成し、歳入不足の補填のため、1,426万円の償金繰替え支弁をおこなわねばならなかった。

第2に、31年度までの公債未募集額は、累計1億6,300万円（うち31年度は5,000万円）にたっしていたが、国内一般市場における公債募集は当分見込がなかった。そこで、政府は、償金特別会計の資金をもって一時繰替え支弁し、のちに時期をみて外債を募集しこれを返債する方針を決定して、償金特別会計法改正法律案・償金特別会計資金一時繰替え支弁に関する法律案・鉄道公債事業公債及び北海道鉄道公債を外国に於て募集する場合に関する法律案を第12議会に提出したが、議会解散のため3法律案は成立しなかった。

第3に、政府は、32年度予算の編成にさきだって、台湾諸経費・航海奨励および航路拡張費・公債償還・監獄費国庫支弁・羅災救助基金・物価騰貴等にとともなう経常費の増加・条約改正実施にとともなう新事業費のため、3,500万余円の歳入が不足すると予測して、増税法案を第12議会に提出した。伊藤内閣の増税計画は、地租・所得税・酒税の増徴により3,160万円、鉄道・電信の増収により360万円、合計3,520万円の歳入増加をえて、歳出入の均衡を

はかろうとするものであった。松方内閣の増税計画に比して1,000万円の増加をみたのは、公債償還額と経常費を増加したためであった。公債償還額を増加したのは、「目下の金融逼迫を緩和」すると同時に、外債募集の必要を見越して、「外国市場に於ける本邦公債の信用を厚ふする」ためであった。また、予算編成にさきだつて特別議会に増税法案を提出したのは、酒税の納期が1月であったのと、償金特別会計資金にはすでに繰替え支弁の余裕がなくなっていたので、32年度も増税案が成立しないときには、「歳計の不足は公債に依るの止むを得ざるに至るべく。年々公債を以て歳計の不足を補ふときは、財政の基礎を薄弱ならしめ、国家の信用を破壊し遂に救ふべからざるに至る」<sup>(4)</sup>からであった。

このように、政府が戦後財政計画を根本的に変更したことは、松方が当初に示した「経常費→増税、臨時費→償金・公債」「地租非増徴・外債非募集」という財政政策の破綻を意味するものであり、あわせて戦後経営のはらむ矛盾を露呈したものであった。「『戦後経営』の当初において『国家ノ財政ト国民ノ経済ト兩ナカラ相須テ進ム』ことをはかり、『増税・償金・内国債』の鼎のうえに築かんとした『戦後経営』は、戦後に相ついで勃発した反動恐慌のなかにもまれて、『増税・償金・外国債』という異った鼎のうえにすえかえてゆくこととなったのである。<sup>(5)</sup>」この「増税・償金・外債」のトリオにこそ、その資本蓄積の低さを外資によって補強しつつ、積極的に対外侵略を試みる後年の日本帝国主義の出発点を見出すことができるのである。また、それがもつ矛盾をも明確に摘出することができるのである。

注 (1) 大津淳一郎『大日本憲政史』第4巻、741ページ。

(2) 『東京朝日新聞』明治31年1月13日。

(3) 大津淳一郎、前掲書、第4巻、740ページ。

(4) 前田蓮山『星亨伝』1948年、297ページ。大隈侯八十五年史編纂会『大隈侯八十五年史』第2巻、1926年、284～5ページ。

(5) 春畝公追頌会『伊藤博文伝』下巻、1940年、329～30ページ。

(6) 晨亨会『伯爵伊東已代治』上巻、1938年、286ページ。

- (7) 林田亀太郎『日本政党史』上巻, 1927年, 468ページ。
- (8) 井上馨侯伝記編纂会『世外井上公伝』第4巻, 1934年, 596~7ページ。
- (9) 同上, 567~8ページ。
- (10) 同上, 564~8ページ。
- (11)(13) 高橋清吾『現代の政党』(現代政治学全集, 第10巻) 240ページ。
- (12) 『東京朝日新聞』明治31年4月19日。
- (14) 小林丑三郎『財政之過去及現在』56ページ。
- (15) 『世外井上公伝』第4巻, 569~73ページ。
- (16) 『大阪毎日新聞』明治31年4月19日。
- (17) 実業家招待会における板垣退助の演説(『国民新聞』明治31年4月29日)。
- (18) 『東洋経済新報』第89号・第90号, 明治31年5月15日・5月25日。
- (19) 名古屋商業会議所「経済界救済ニ関スル意見開陳」明治31年6月18日提出(『名古屋商業会議所五十年史』第2部, 110~1ページ)。
- (20) 東京商業会議所「内国公債償還の義に付建議」(『国民新聞』明治31年5月11日)。
- (21) 『大日本帝国議会誌』第4巻, 939ページ。
- (22) 『東洋経済新報』第77号, 明治31年1月15日。
- (23) 『東洋経済新報』第90号, 明治31年5月25日。
- (24) 『世外井上公伝』第4巻, 563ページ。
- (25) 日本勸業銀行調査部『日本勸業銀行史』1953年, 169, 184ページ。
- (26) 日本銀行調査局『日本金融年表』1955年, 33ページ。
- (27) 『世外井上公伝』第4巻, 571ページ。
- (28) 以下, 拙稿「農商工高等会議について——日本帝国主義成立史上の一論点」『同朋学報』第12号, 1965年6月, 参照。
- (29) 「増税法案の説明の理由書」(大津淳一郎, 前掲書, 第4巻, 774ページ以下)。
- (30) 高橋誠「日清戦争『戦後経営』の財政史的意義」『経済志林』第23巻, 第1号, 99ページ。